

平成24年第3回幸田町議会定例会会議録（第2号）

議事日程

平成24年9月5日（水曜日）午前9時00分開議

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 一般質問

本日の会議に付した案件

議事日程のとおり

出席議員（16名）

|            |           |           |
|------------|-----------|-----------|
| 1番 中根秋男君   | 2番 杉浦あきら君 | 3番 志賀恒男君  |
| 4番 鈴木雅史君   | 5番 中根久治君  | 6番 都築一三君  |
| 7番 浅井武光君   | 8番 酒向弘康君  | 9番 水野千代子君 |
| 10番 夏目一成君  | 11番 笹野康男君 | 12番 内田等君  |
| 13番 丸山千代子君 | 14番 伊藤宗次君 | 15番 大獄弘君  |
| 16番 池田久男君  |           |           |

欠席議員（0名）

地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名

|                |        |                  |        |
|----------------|--------|------------------|--------|
| 町長             | 大須賀一誠君 | 副町長              | 成瀬敦君   |
| 総務部長           | 杉浦護君   | 健康福祉部長           | 伊藤光幸君  |
| 参事             | 長谷寿美夫君 | 環境経済部長           | 鳥居元治君  |
| 建設部長           | 鈴木富雄君  | 会計管理者            | 中山豊君   |
| 総務部次長兼<br>総務課長 | 大竹広行君  | 建設部次長兼<br>都市建設課長 | 近藤学君   |
| 教育長            | 内田浩君   | 教育部長             | 春日井輝彦君 |
| 消防長            | 近藤弘君   | 消防次長兼<br>庶務課長    | 山本正義君  |

職務のため議場に出席した議会事務局職氏名

事務局長 鈴木久夫君

○議長（池田久男君） 皆さん、おはようございます。

早朝より、御審議、御苦労さまです。

ここで、お諮りいたします。

本日、議場内において、企画政策課職員が「議会だより」用の写真撮影を行います。  
これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者多数）

○議長（池田久男君） 御異議なしと認めます。

よって、議場内の写真撮影を許可することに決定しました。

写真撮影は一般質問の質問者を随時撮りますので、よろしく願いいたします。

ここで、御報告いたします。

6番、都築一三議員から、本日葬儀のため11時から13時の間、本会議欠席の届けがありましたので御報告いたします。

ただいまの出席議員は16名であります。定足数に達しておりますから、これより本日の会議を開きます。

開会 午前9時01分

○議長（池田久男君） 本日、説明のため出席を求めた理事者は14名であります。

議事日程は、お手元に配付のとおりでありますから、御了承願います。

---

#### 日程第1

○議長（池田久男君） 日程第1、会議録署名議員の指名をいたします。

会議規則第120条の規定により、本日の会議録署名議員を7番 浅井武光君、8番 酒向弘康君の御両名を指名いたします。

---

#### 日程第2

○議長（池田久男君） 日程第2、一般質問を行います。

会議規則第55条及び第56条の規定により、質問時間は1人30分以内とし、質問回数の制限は行いません。

答弁時間も30分以内であります。

質問者も答弁者も要領よく簡単明瞭にし、質問内容は通告の範囲を超えないようお願いいたします。

それでは、通告順に従い質問を許します。

まず、5番、中根久治君の質問を許します。

5番、中根久治君。

○5番（中根久治君） 議長のお許しをいただきましたので、今回はいじめと不登校の問題についてお聞きします。

町長は、安全・安心なまちづくりを言われておりますし、第四の誠として、この問題の解決を公約されております。教育も安全・安心な学校づくりが必要です。いじめ自殺事件で話題になっております関西の中学校は、文部科学省の道徳教育の研究指定校であります。ホームページを見ますと、本年度の「わが校のストップいじめアクションプラン」というのは、さすがによく考えられた100点満点のプランだと思います。これほどのプランをつくるすばらしい教員集団が、現実のいじめ事件にはまるで力がありません。これこそ机上の空論であります。幸田町においても、いじめ対策がしっかりと対応できている整備されていると思っておりますが、机上の空論にならないように確認させていただきます。

最近、いじめ防止条例というのが自治体で話題になっていますが、教育もついに条

例の力を頼るまで力をなくしたかという思いがします。

まずは、いじめ発生の実態と現在の指導体制についてお聞きします。

現在の幸田町のいじめ発生の予防とその後の対策の体制、そして、昨年度と今年度のいじめとしての認識された数、その対応についてお答えください。

また、いじめ対策の関係機関とは具体的に何か、連携の実績についてもお答えください。さらに文部科学省のいじめの定義から、いじめであると学校や教育委員会が認識するまでのプロセスについてもお答えください。周りの子供や教師の情報で注目し、本人みずからが訴えなくてもいじめとして認識するかについてお答えください。お願いします。

○議長（池田久男君） 答弁を求めます。

教育長。

○教育長（内田 浩君） 昨年度、町内9校におけるいじめの認知件数ではありますが、小学校が13件、中学校が15件でありました。これらはいずれも昨年度のうちに解消しております。今年度につきましては、1学期中、小学校が7件、中学校が3件であります。この10件のうち6件は既に解消しており、4件につきましては継続指導中ではありますが、担任が中心となり、該当児童生徒を注意深く見守るとともに、周りの生徒に対する指導を続けており、解消の方向に向っていると聞いております。

いじめ対策の関係機関としては、幸田町教育相談室、医師会、西三河教育事務所、西三河児童・障害者相談センター、幸田町民生児童委員協議会、人権擁護委員等があり、これら関係機関の代表者を委員として、いじめ及び不登校問題に対処するための協議会を設置し、いじめ問題に対する指導及び予防のあり方について検討しております。実績につきましては、協議会は年に2回開催しており、そのほか随時必要に応じて関係機関とは連絡をとり合っております。各学校におきましては、校内に委員会を設置し、対応に当たる体制をとっております。

いじめにつきまして、文部科学省は、①一定の人間関係のある者から、②心理的・物理的な攻撃を受け、③精神的な苦痛を感じている者との定義を示しておりますが、実際に個々の行為がいじめに当たるか否かの判断は、形式的・表面的に行うことなく、いじめられた児童生徒の立場に立って行うよう各学校を指導しております。

いじめは、外部から見えにくいところで起こりますが、本人や保護者、あるいは友達からの訴えとか、先生や周りの大人が気づく、アンケート調査によって把握するなど、発見のきっかけはさまざまありますが、本人からよく事情を聞き、その内容によって各学校がいじめと認知し、指導や対応をとることとなっております。

以上でございます。

○議長（池田久男君） 5番、中根君。

○5番（中根久治君） 現在、いじめ数が、この数が妥当かどうかわかりませんが、いずれにしても治に居て乱を忘れずということでございますので、大きな問題にならないようにを大切にさせていただきたいと思っております。

さて、子供は、いつも何かのサインを出しております。子供のサインに気づき、受けとめるためには、担任の先生以外に複数の教師が必要だと思えます。スクールカウンセ

ラーとか保健室の先生など、その役割を果たす先生が多いのですが、教員同士が学年や学級という守備範囲を外すことがまず第一かなというふうに思います。みんなで見守るという体制だと思います。まずは教育関係者の意識改革がなくては何の力も出てまいりません。スクールカウンセラーをふやすことは悪くないことかなと思っておりませんが、人をふやして人任せ。人数ばかりふやしていくと、今度は人任せになってしまうという部分がございますので、こういう点について、具体的にどのような指導をされているかについてお聞きします

○議長（池田久男君） 教育長。

○教育長（内田 浩君） 子供の一番身近にいて、子供の様子を敏感に把握できる立場であるのは担任であろうと思います。担任に限らず、学校の中では何人かの先生が子供との接点を持っております。それら先生方が気づいた子供のサインにつきましては、情報を共有し、学校全体で対応することが必要であると思っております。文部科学省も、担任が抱え込むのではなく、学校全体で組織的に対応することが必要であるとの指示を出しているところでございます。各校にはいじめ・不登校対策委員会が組織されており、子供のサインやいじめ問題に対応するために各校とも組織で対応しているところであります。

○議長（池田久男君） 5番、中根君。

○5番（中根久治君） 幸田町の教育力を信じておりますので、応援もしておりますので、よろしくをお願いします。

さて、子供はだれにでもサインを出すわけではありません。ここが一番大事なところなのですが、子供は気づいてほしいと思っている人にだけサインを出します。気づいてほしいと思っている人が気づかない。それが保護者であったり、担任の先生であったりするわけです。みんなにわかるサインであれば、もう深刻な状態なのです。この早期発見という意味で、教育委員会として特に心がけていることがございましたらお答えください。

○議長（池田久男君） 教育長。

○教育長（内田 浩君） いじめの早期発見のために教育委員会が心がけていることであります。

大津市の事案の直後、校長会において、いじめはどの学校にも起こり得るという認識を持ち、きめ細かな対応をするように各学校に指示をいたしました。最も大切なことは、子供の身近にいる存在として、先生一人一人が、困っている子はいないか、悩んでいる子はいないか、つらい思いをしている子はいないかということを感じ取る感性であろうと思っております。子供の思いを受けとめる敏感にして繊細な感覚を自己のうちに培うよう、機会あるごとに先生たちに伝えてきているところであります。

○議長（池田久男君） 5番、中根君。

○5番（中根久治君） 先生の感性を育てるという話、とても大事かなと思いますので、よろしくをお願いします。

次に、各小中学校は、毎年、子供や保護者に学校評価をしてもらっております。昨年度のいじめに対する保護者の評価はかなり大きな問題を含んでいるなど私は思っております。多くの学校の20%以上の保護者が、学校の対応について、よい評価をしております。

せん。具体的には、ある小学校では、平成23年2月の調査で、「いじめられて長い間休んだことはない」の回答で、子供が24.7%、保護者が25.1%、否定をしております。平成24年度調査では、それぞれ29.9%、30.1%とふえているわけです。「相談できる先生がいるか」の問いに対して、平成23年2月の調査では、子供の26.7%、親の39%が、「いない」と言っています。親の4割が「いない」と言っているわけです。これが平成24年度では32.6%、親は31.6%です。大変深刻な問題だというふうに受けとめます。この2年間のこの親の声は教育委員会に届いているのでしょうか。

さらに驚くことに、このいじめのアンケート項目のない小学校があります。これほどの声があるいじめや悩みを教育委員会がどう受けとめましたか。親の心配を受けとめていると言えますか。その点についてお答えください。

そして、この報告を受けて、教育委員会はどのような指導をされたのかについても教えてください。

私の調べたのはわずか2年間です。少なくともこの2年間で同じ評価が報告されて数がふえている。子供と保護者の評価が変わっていかないのはなぜなのですか。子供や保護者から学校評価をしてもらい、そのデータを公表するだけではなく、対策とこの成果についても発表する責任がございます。いじめなどの大切な調査項目をどの学校も学校評価に加えることと、その結果とその対策と成果を発表していただけることをお約束できますか。お願いします。

○議長（池田久男君） 教育長。

○教育長（内田 浩君） 各学校が行っております学校評議委員会、あるいは学校評価委員会の資料や協議内容につきましては、教育委員会として報告を受けております。学校評議委員会や学校評価委員会に出されました意見等につきましては、第一義的には、各学校がこれを受けとめ対応を進めているところでありまして、各学校はその内容を学校日よりなどで家庭にも伝えているところであります。

学校評議委員会や学校評価委員会の資料とは別に、いじめに関しましては、どの学校も毎学期、アンケート調査を実施いたしております。調査の結果を受けて、担任が中心となり、児童生徒と個別面談を行い、いじめ等問題行動の早期発見、早期対応に努めております。

教育委員会といたしましては、常々、家庭や地域に開かれた学校運営を進めるよう指導しているところであり、各学校に寄せられました保護者の意見などにつきましては、丁寧に対応するよう指示しているところであります。

各学校で実施をしております保護者を含めた外部評価につきまして、各学校ともその内容を真摯に受けとめて丁寧に分析し、職員会で共通理解を図りながら、改善すべき点は改善するように努めているところであります。

その開かれた学校づくりと、こういう観点から設けられました学校評議委員制度、あるいは学校運営の改善を図るために設けられました学校評価制度、外部の方の意見を参考としながら学校の教育活動を進めているところでありますが、学校評議委員は、御承知のとおり、校長の求めに応じて、学校運営に関して意見を述べるものであり、学校評価委員会は、学校教育法に規定されているように、学校運営の状況について評価を行い、

学校はその結果に基づき必要な措置を講ずるものであります。

法の整備が整いました平成20年4月の校長会において、学校評議委員の意見については、可能な範囲において公表することが望ましいこと、学校評価委員会の結果については公表するよう努めることという法の趣旨を確認したところであります。現在、各学校は、学校評価の結果を学校だよりやホームページ等で公表しているところではありますが、今後とも外部の方の意見が学校に届き学校の考えが地域に届くよう、対策や成果も含めまして学校が発信していくように、各学校を指導してまいりたいと思っております。

学校評価委員会や学校評議委員会の項目の中にいじめのことも含めるかどうか、これは先ほども御答弁申し上げましたように、いじめについて定期的にアンケート調査もしておりますので、それについては、各学校に、このような御意見もあるということはお伝えいたしますが、各学校でまた考えていくことかと、このように思っております。

○議長（池田久男君） 5番、中根君。

○5番（中根久治君） 少し認識にずれがあるかなと思っております。私がお聞きしたのは、この学校評価委員会とか学校評議委員会のアンケートではなくて、保護者全体、また、子供全体に関するアンケートが出て、その結果が、先ほど申し述べた数値でございますので、もっとパイが大きいのではないかというふうに私は考えておりますから、その辺のところの解釈が少しずれていないかなというふうに私は思っておりますから、もう一度、答弁をお願いします。

○議長（池田久男君） 教育長。

○教育長（内田 浩君） 学校評価委員会とか、あるいは学校評議委員会の結果につきまして、その会議で出された資料については報告を受けておりますので、それはそれで、どのような項目がなされ、どういう結果になっているかという報告は受けております。承知しております。

それから、いじめについてのアンケート調査につきましては、各学校とも毎学期、あるいは必要に応じて調査をいたしておりますので、その結果についても報告を受けているところであります。なお、その報告の中身について、必要に応じて各学校に指示を出したり、指導したりと、そういうことをしているところであります。

○議長（池田久男君） 5番、中根君。

○5番（中根久治君） いずれにしても、この数値がいろいろな形で公表されているわけですから、親の学校に対する信頼度という部分が減っていかないと。それに対する対応についても余り具体的なアピールがないものですから、その辺のところをぜひ何とかしていただきたいというふうに思っております。よろしく願いをします。

さて、ことしの教育概要は、各学校とも一斉に防災教育の1行を取り入れました。さすがに教育委員会の指導は徹底しているなというふうに私は感心をしました。しかし、この教育概要に「いじめ」という文字があるのは、二つの小学校と一つの中学校だけです。この教育概要というのは、教育委員会が公表している学校教育の町民への約束かなというふうに私は思っております。この中にいじめのい字が出てこない。これは町民が何と意思しますか。不登校についてもしかりであります。よく読めば、それらしい表現がありますが、この問題に正面から取り組もうとする教育委員会の姿勢が見えてきませ

ん。

3年間で調べてみました。そうしたら、六つの小学校のうち四つの小学校は一切この記載がありません。3年間の記載のあるのは小学校は1校だけ。平成23年から記載があるのが1校です。中学校は3校のうち1校はまるでありません。1校は去年からなくなりました。1校は2年前から記載があります。この紙面の都合で消えたりついたり、そういう程度の問題としてこのいじめの問題を扱ってはいけないというふうに私は思っておりますので、その点について、どのように思われるかについてお願いをします。

さらに、教育委員会の職務事務分担表の中にも「いじめ」という文字はございません。いじめを正面から受けとめる体制が本当にあるのか、お答えをいただきたいと思っております。安全・安心な学校づくりをどのようにとらえ、どのようにいじめに対応するかがまさに太文字、ゴシックできちんと記載されるような教育概要になってほしいなというふうに自分では思っておりますので、御意見をお聞かせください。

いじめについて、マスコミ報道は教育委員会の対応についてがとても多いわけですね。幸田町としても、我が町がしっかりした対応をしているということの言えるアピールはしていただきたいと思いますが、いかがでしょうか、お願いをします。

○議長（池田久男君） 教育長。

○教育長（内田 浩君） 幸田町教育委員会が毎年度、各学校に示しております学校教育展開の指針、これは教育概要にも掲載しているところではありますが、その柱の一つを「豊かな心を育む」とし、その中で、「いじめ、不登校、暴力行為等への予防、早期発見、早期対応に努める」といたしております。毎年4月の最初の校長会は、この展開の指針をすべて確認することから始めており、いじめの早期発見、早期対応についての徹底を図っているところでございます。

各学校におきましては、校内いじめ・不登校対策委員会や校内生徒指導委員会を定期的で開催し、情報交換及び今後の指導方針の協議等を行っており、また、アンケート調査や個人面談を定期的実施し、いじめ等問題行動の早期発見、早期対応に努めているところであります。教育委員会におきましては、学校教育課の学校教育グループがいじめ等の問題について対応いたしているところであります。

教育概要の記載内容あるいは表記の仕方等につきましては、全体のバランスの中で工夫をしまいたいと、このように思っております。

○議長（池田久男君） 5番、中根君。

○5番（中根久治君） 以前、私がこの教育概要について、毎年、前年度のコピーだというような言い方をしました。そうしたら、お答えが、それほど変えるものではないというような返事をいただきました。不易と流行ということがございますが、まさに不易と流行でありまして、見直すところはきちんと見直さなければいけないというふうに私は思っております。それが教育力だなと思っておりますので、まさにいじめとか、不登校とか、そういう言葉は、もうどの学校もきちんとその対応についてここで述べる、そういう部分が欲しいと。そういう勇気を持った見直しをぜひしていただきたいというふうに思っておりますので、お願いをしたいと思います。

次に、幸田町の教育相談室、適応指導教室の問題でございますが、教育概要のここに

も「いじめ」の文字がございませんし、月に60件ほどの相談を受けているようですが、いじめの相談も当然あると思います。まず、その実態について教えていただきたいと思っています。

いじめの問題は早期発見、早期対応がとても大切です。町のホームページによりますと、教育相談の機能は、土曜日、日曜日、月曜日は休みになっております。3連休です。周辺の自治体は月曜日はやっております。もう西三河福祉相談センターですか、そこもやっているのです。幸田町だけが3連休。いじめの問題に関して、これは教育相談の問題に関してですね。教育概要には土曜日もやっているというふうに書いてありますが、この点について、どうなっているかについてお願いをします。

子供にとっても、保護者にとっても、もっと身近なところに悩みを聞いてくれる相談員とか相談室が必要です。町に一つだけでなく、しかも休みばかりではなくて、学区単位で考えるような相談室を拡大すべきだと思いますが、お考えをお聞かせください。

○議長（池田久男君） 教育長。

○教育長（内田 浩君） 教育概要の内容等につきまして、不易と流行ということで、見直すべきところは見直すべきではないかと、こういう御指摘であります。貴重な御意見でありまして、不断に見直しをかけていきたいと、このように思っておりますので、よろしくをお願いいたします。

幸田町教育相談室であります。いじめに限らず、さまざまな相談を受けております。相談を寄せられた件数でありますけれども、昨年度、電話相談も含め、年間延べ729件ございました。本年度は4月が11件、5月が40件、6月が37件、7月が69件であります。相談内容のうち、いじめに関する相談はほとんどなかったと聞いております。

月曜日の相談業務であります。御承知のとおり、中央公民館が休館となる月曜日は休みといたしております。土曜日についてであります。保護者等の要望があれば、随時相談員が対応することとなっております。今までの実績で申しますと、半年に一度ぐらい土曜日に相談したいという依頼があり、実際に対応をいたしているところであります。今後とも土曜日の相談を希望する保護者の方がいらっしゃれば、丁寧に対応を進めていきたいと、このように考えております。

学区単位での教育相談室の拡大につきましては、貴重な御意見として参考にさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

○議長（池田久男君） 5番、中根君。

○5番（中根久治君） きずなという言葉が去年随分はやりました。今も注目されております。子供と大人のきずなを深めること、強めることがすべての問題の解決につながるかなというふうに思っております。きずなという言葉をこういう場面で使ってほしいなというふうに思います。

さて、いじめと不登校は、時々、「いじめ・不登校」というふうにくくりとらえられて表現されます。まるで違うものをまとめてしまうという随分乱暴な発想をしている間は問題が解決の方向に進んでいかないというふうに私は思います。教育概要を見ますと、二つぐらいの学校がくくりの表現をしておりますし、中学校のほうも年間計画の中に「いじめ・不登校」というふうに書いてありますね。見える不登校に対して見えな



いのがいじめであります。もちろん関連はしますが、もとは違うので、それぞれを個別に考えるという認識を持たなくてはいけないと思いますが、いじめ、不登校について、こういうふうに「いじめ不登校」という形で、何事も、委員会をつくるときも、いじめと不登校と一緒につくってしまうという考え方について御意見をお伺いします。

○議長（池田久男君） 教育長。

○教育長（内田 浩君） 申すまでもありませんけれども、私どものこの社会、人間と人間がかかわって成り立っている世界であります。子供たちの学校生活も同じであります。人と人のかかわり合いでありますので、当然そこには摩擦も、あつれきも生まれます。そのはけ口にいじめがあるとすれば、どこにでも起こり得るという認識を持っております。一方、不登校の問題は、何らかの要因、それは心理的なもの、身体的なもの、社会的なものさまざまありますが、それらの要因により、登校しない、あるいはしたくてもできない状況であります。

いじめが原因となって不登校につながるというケースがないわけではありませんが、御指摘のとおり、いじめ問題と不登校の問題は別個のものと考えております。各学校で行われているいじめ・不登校対策委員会では、いじめ対策と不登校対策は分けて考えており、一くくりにとらえているわけではないと思っております。

また、教育委員会が開催しております幸田町不登校対策協議会におきましても、いじめの現状把握及び対策検討の時間と不登校に係る問題とはきちんと分けて検討しているところであります。いじめと不登校根幹にかかわる御指摘をいただきました。十分に参考にさせていただきたいと思っております。

○議長（池田久男君） 5番、中根君。

○5番（中根久治君） ありがとうございます。町長の第四の誠には、「いじめや不登校」と分けた表現がしてありますので、いいかなというふうに自分では思っております。

次に、これはお願いでございますが、幸田町教育相談室の機能をもっと拡充して、いじめ対策ホットラインを設置し、悩む子供にスピーディーに個別に対応してもらいたいというふうに思います。週休3日ではなくて、もうスピーディーに、個別に、対応してほしいなど。24時間対応とまではいかななくても、土曜日、日曜日を含めて毎日の対応ができるようになるというふうな思いを持っております。今では、いろいろな電話がありますし、メール対応、今の情報技術でいえばいろいろ可能性があるわけですので、先ほど言いましたように、きずなの問題です。子供の悩みをすぐに受けとめると。それが大事かなど。3日も4日も放っておくのではない。その部分を大事にしてもらうためには、このいじめ対策ホットラインというのをぜひ設置していただきたいと思っておりますが、御意見をお願いします。

○議長（池田久男君） 教育長。

○教育長（内田 浩君） 愛知県内には愛知県教育委員会に設置されておりますいじめホットライン24を初め、愛知県教育・スポーツ振興財団のこころの電話、あるいは県警本部のヤングテレホン等さまざまな相談窓口が設けられております。幸田町におきましても、今、御質問いただいております幸田町教育相談室の電話がいじめ相談を含めた相談窓口になっており、いじめ対策ホットラインの役割を果たしていると考えております。これ

ら開設されている相談窓口につきましては、幸田町の教育相談室はもちろんですが、それ以外の、県が設置している、あるいはその他の機関が設置しております相談窓口につきましては、子供たちに周知を図っております。

なお、幸田町教育相談室においては、時間外の留守番電話機能を有しており、また、メールアドレスも公表いたしているところでもあります。困っている子供、悩んでいる子供が一人で問題を抱え込まず、どこかの相談窓口に相談をかけることにより、少しでも問題解決の糸口を見つけてくれればと考えているところでもあります。

○議長（池田久男君） 5番、中根君。

○5番（中根久治君） やはり早期発見、早期対応という部分で、必ずこの部分はきちんとしたネットワークがとれるようお願いをしたいと思います。幸田町に電話をしても通じなかったとか対応が悪かったということのないようお願いをしたいと思います。要するにきずなの問題だと思います。

その次もきずなの問題に行きたいと思いますが、きずなという言葉は言葉だけではなく、形にすることが教育かなというふうに思っております。不登校対策についてお伺いします。

不登校につきましては、学校と保護者の連携がなくては解決しません。その部分に深くかかわらないと糸口も見えてきません。親と子供と学校がキャッチボールをしながら問題を解決していきます。そういう観点から、幸田町の不登校対策についてお聞きします。

まずは、不登校児童生徒の現状と現在の指導体制について、不登校対策の組織、スクールカウンセラーの役割、教員の研修の実情と不登校児童生徒の現状について、お答えをいただきたいと思っております。

不登校の問題で必要なことは、保護者の理解と協力です。何よりもこれが大事かなというふうに思いますが、保護者というか、親の考え方そのものに変化を求める努力が必要だと思いますが、親への働きかけについて、どのような組織で、どのような対応をされているかについてお聞きします。

○議長（池田久男君） 教育長。

○教育長（内田 浩君） 今年度の不登校児童生徒の現状であります。6月30日現在で30日以上欠席した児童生徒は、小学校1名、中学校2名であります。昨年度の同時期と比べますと、不登校児童生徒は減少しております。各学校では、校内いじめ・不登校対策委員会や校内生徒指導委員会が定期的にかかれ、不登校対策についての協議をいたしております。各学校に配置されておりますスクールカウンセラーは、児童生徒との相談活動を行うだけでなく、いじめ・不登校対策委員会等の会議に参加し、情報提供や助言を行っております。

教員の研修についてであります。各学校においては、専門家の講話を聞いて学習する研修会を定期的に行っております。また、教育委員会として講師をお招きして、教員や保護者を対象とした研修会を開催しております。

保護者への働きかけであります。いじめ・不登校対策委員会のサポートのもとに、担任や学年主任が中心となって保護者に対応いたしております。町の教育相談室も保

護者の相談に応じているところでもあります。

○議長（池田久男君） 5番、中根君。

○5番（中根久治君） ありがとうございます。

次に、学校に行きたくても行けない子、行きたくないから行かない子、いじめとか引きこもりとか、人間関係とか、学力不振とか学校不信ですね、もう不登校に対する要因はさまざまございます。それがまた重なり合っている場合もありますから、まさに対応も多様になります。不登校と一くくりできる問題ではございません。現在の体制で、この多様な問題に対して対応できるのかな。そのことについてのお考えをお答えください。特に不登校になるまでの子供の発するサインをどのように受けとめ対応しているかという早期発見、不登校になり始めたころの早期対応、または長く続いている場合の対応についてもお願いします。

○議長（池田久男君） 教育長。

○教育長（内田 浩君） 昨年度、30日以上欠席をした児童生徒のうち、30日から50日未満の児童生徒が7名いました。150日以上長期にわたる児童生徒が5名いました。これらの結果を受けまして、ことし4月の校長会において、不登校の傾向が見られる初期の対応と不登校が長期に及んでいる場合の対応の違いを意識して対応してほしいという指示を出しました。1学期の状況であります。昨年度30日以上欠席した児童生徒の中で、今年度登校できるようになった子供が小学校、中学校ともに4名おります。これは、各学校の不登校対策に関する指導成果もあらわれていると、このようにとらえているところでもあります。

○議長（池田久男君） 5番、中根君。

○5番（中根久治君） 成果が出ているという話を聞きまして、とてもうれしく思います。

次に、不登校の多様な要因、また、その背景には、民間の協力を求めて多方面から支援できる組織が必要かなというふうに思います。子供の心の悩みを受けとめる人材を用意すること、昔でいえば、隣近所の人々ですよ。そういう人材を活用する組織を幸田町教育相談室が核となって町内にネットワークをつくれば、不登校の子供が心を開放して心を開く相手が見つかり、改善策が見つかると思います。お考えをお聞かせください。

○議長（池田久男君） 教育長。

○教育長（内田 浩君） 子供の心の悩みを受けとめるということにつきましては、各学校においては、個別面談や生活記録への朱書き等を通して丁寧に行っていると、このように考えております。また、教育相談室も子供の悩み相談を受けるといった機能を果たしていると、このように考えております。

地域の大人の方々を含め、民間の力を利用して、子供の思いを受けとめてくれる人材を組織するという御提言をいただきました。大切な視点であり、貴重な御意見として研究させていただきたいと、このように思っております。

○議長（池田久男君） 5番、中根君。

○5番（中根久治君） 子供は学校と家庭と地域で育てると、この三つですよ。3本の柱の中で、今伺いますと、学校の体制はあると、もちろん家庭もあると。では地域のほうはまだ十分ではないように受けとめておりますので、要するに、学校と家庭と地域

が、それぞれどういうふうにお互いに手を結んで子供とキャッチボールするかという部分がまだ十分ではないなというふうに今お聞きしました。まさに地域の教育力というのがまだ組織化されていかないと部分、それが民間というふうにはとらえておりますので、その部分がまだ不十分かなと思いますので、よろしく願いをしたいと思います。

少し年上のお兄ちゃんとかお姉ちゃん、そういう学生がハートフルフレンドとなって家庭訪問して子供と一緒に遊ぶとか、週に何回か集まって、スポーツやゲームをして一緒に遊ぶような、ハートフルスペースというふうに言いますが、そういうものがあるとか、毎日学習をするためのハートフルスクールなど、全国に多様な不登校の子供に対する施設とか設備がございます。私も先日、視察で行かせていただきましたが、もちろん、出席扱いになる、こういったハートフルスクールは、やりがいのある行政サービスの一つかなというふうに思います。まさに地域の教育力のアップですね。

町内には平日の昼間にあいている施設がたくさんございます。平日の昼間、町内には施設がいっぱいあいているわけですから、管理する所管の壁をなくせば、こういったハートフルスクールというのはたくさんできるなど。常設でなくてもいいのですよ。必要に応じて、そのときに施設を開設するでもいいのです。ある学校に今、不登校の子がいると。そうであれば、その近くにそういったものをつくってやればいい。そういうのは意味がありますので、まさに町長の第四の誠実現のためにも、こういったものをぜひ実現していただきたいと思っておりますが、お考えをお聞かせください。

○議長（池田久男君） 教育長。

○教育長（内田 浩君） 子供の健全育成のために学校と家庭と地域それぞれがそれぞれの機能を果たす、役割を果たすという意味で、地域の教育力をもっと活用してはどうかと、こういう御提言をいただいたところであります。地域の教育力を子供たちの健全育成に活用していくということは非常に大事な視点であり、そのように常々考えているところでありますが、不登校の問題ということになりますと極めて個別の問題にもなりますので、どのような形が考えられるのかということについて、慎重に研究を進めてまいりたいと、このように思っているところであります。

ハートフルスクールの御提言をいただきました。県教育委員会の家庭教育相談事業としてホームフレンド事業があり、求めに応じ、西三河教育事務所から不登校で悩んでいる子供の話し相手、遊び相手として大学生等の派遣を受けると。本町もその派遣を受けることができるようになってきているところであります。現在、岡崎市の学校が1件、派遣を受けていると聞いておりますが、現在のところ、幸田町の学校が派遣の要請をした実績はないと、このように承知をしております。このような制度の周知をさらに進めてまいりたいと思っているところであります。ハートフルスクールの貴重な御提言につきましては、本町に何が必要か、研究を進めてまいりたいと、このように思っております。

○議長（池田久男君） 5番、中根君。

○5番（中根久治君） 学校と家庭と地域社会で子供を育てると。地域社会の教育力、それは、このハートフルスクールというものを実現することによって成り立つかなというふうに自分では思いますので、ぜひ考えていただきたいというふうに思います。

最後の質問ですが、前に質問したいじめ対策ホットラインというものに、ぜひ不

登校ホットラインという機能も加えていただきたいなというふうに思います。気軽に子供が電話できると。気楽にできる、即対応すると。すぐに返事が来る、これが大事かというふうに思っておりますので、24時間とは言いませんが、気楽に電話ができて、すぐに対応してもらえることが一番大事ななと思います。子どもホットラインは子供の悩みホットラインでございますから、ぜひ機能の拡充をお願いしたいなど。電話の本数もふやしたり、相談員の数もふやしたり、そういうことをしていただきたいというふうに思っております。

滋賀県大津市のいじめ事件、確かに文部科学省も動いておりますし、国や県の指導がいっぱい出ております。そういった指示を待つのではなくて、幸田町の教育、幸田の教育というプライドにかけて、ぜひ安全・安心な学校づくり、幸田町が自慢できるように対策を示していただきたいと思っておりますので、よろしく願いをしまして、質問を終わります。

○議長（池田久男君） 教育長。

○教育長（内田 浩君） 子供にとって悩みを打ち明ける窓口はできるだけ多くあることが望ましいと、このように思っております。学校や担任がその窓口であることはもちろんでありますけれども、幸田町において、幸田町教育相談室の電話が不登校も含めた相談窓口になっており、ホットラインの役割を果たしていると考えております。子供たちには今後ともさまざまな機関の相談窓口について周知を図っていきたいと思っておりますし、各学校にもそのような指導を進めていきたいと、このように思っております。

今回の大津の事案、これは大変衝撃的であり、私ども教育に携わる者として深く受けとめるべき事柄であろうと、このように思っております。このことを一つの契機にいたしまして、さらに幸田町の子供たちが健やかに育つよう全力を挙げて取り組んでまいりたいと、このように思っているところであります。

○議長（池田久男君） 5番、中根久治君の質問は終わりました。

ここで、途中ではありますが、10分間の休憩といたします。

休憩 午前9時49分

---

再開 午前9時59分

○議長（池田久男君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、14番、伊藤宗次君の質問を許します。

14番、伊藤宗次君。

○14番（伊藤宗次君） 改め通告がしてございます2件について、順次質問をしてみたいです。

まず、自然エネルギー発電とPPS導入などで経費削減し、新たな財源をつくり出すことについて問うものであります。

私は昨年12月定例会一般質問で、脱原発、脱中電でPPSの導入を入札で実施し経費削減をと提起をしてみたいです。町長は、必要な資料作成を指示している。来年度、つまり今年度になります。来年度検討するとの答弁でございました。今年度も既に半ばを過ぎようとしておりますが、昨年12月議会以降、どのような経過で検討をされてき

たのか、まず問うものであります。

○議長（池田久男君） 総務部長。

○総務部長（杉浦 護君） P P Sの関係でございますが、昨年の12月に、御指摘のとおり、御質問をいただいているわけでございますが、その後、私どもといたしましては、E P S、エネルギーサービスのプロバイダー業務代理店のほうから参考の資料なども取り寄せをいたしまして、町が管理をいたします23施設につきまして、その効果がどうかということで検討を進めさせていただきまして、16施設におきまして効果があるのではなかろうかというような結果を見たわけでございます。その後、この16施設の関係課、財政課、福祉等々でございますけれども、関係課によりまして電力調達の調整会議を実施いたしました。

新規の事業者から電力購入をすることのメリット、デメリットいろいろあるかと思いますが、そういった情報なども検討を進めて、その試算の結果から、電気料金の削減の効果が認められるということで16施設中の7施設、6小学校と北部中学校でございませけれども、こちらのほうが効果が認められるのではなかろうかというような結論に至ったところでございます。

そうしたことから、学校教育課のほうと、その後、対応について事務手続をやっていたきたいといった状況になっているところでございます。

○議長（池田久男君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） プロバイダーから資料を取り寄せて、23施設をその対象にして、結果的には16施設をやったと。あと、効果が認められるのは、小学校、中学校合わせて7施設と、こういうことですね。

要は、そういう状況の中で、今後どう進めていくのかと。町長も言われたように、検討はします。町長が言ったように、来年度、いわゆる今年度もまだ検討期間中だと。検討期間中だから、年度中検討してもいいではないか、答弁に間違いはないではないかと、こういうことなのです。だから、要は、いろいろ資料を収集し、その結果を検討し、検討した後に、では、行くのか行かないのかと。あなたは、もう7施設は対象として今後進めていきたいと。では、今後どういう形で進めていくのかということが第1点。

第2点目は、東三河の8市町村、これはすべてを含むわけですが、すべて8市町村については、東三河では全部、庁舎を対象にしてP P Sの導入をしている。今言われた7施設の中には6小学校と一つの中学校だということで庁舎が入っていない。なぜ入れられないのか、あわせて答弁をいただきたい。

○議長（池田久男君） 総務部長。

○総務部長（杉浦 護君） 今、御答弁申し上げましたように、7施設で効果が見込めるのではないかなということでございまして、今後の関係につきましては、私どもとしては、入札方式をもって早期にそういった対応がとれるかどうか、所管課の施設のあり方といったことも最終的に詰める部分があるわけでございますが、そうした部分で、可能であれば、こういった制度というものを活用してまいりたいというような考え方は持っております。

それから、庁舎の関係でございますが、当然、この役場庁舎というものも、この検討

のまないたにのっていたということは事実でございまして、ただ、これは負荷率、要はデマンド関係ということになりますけれども、全体的な効率的な電力の使用状況、こういったような形を見ますと、負荷率が役場庁舎の場合は高いと。例えば、運動場みたいなところだと、そういった負荷率が低いというような結果が出ていたというようなことがございまして、現状で私どもの庁舎の関係については、効率的に使われているというような状況が考えられるというようなこともございまして、庁舎のほうは今回は外したということでございます。

○議長（池田久男君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） 入札実施で早期に図っていききたいということですが、既にこの問題は私が昨年の12月定例会で提起したとき、既に、もうその段階では一定程度進んできているわけですね。それ以降、新たにどんどん、どんどんPPSを導入される。PPSに当初のころと現在の時点でどういう状況の変化が生まれているのか。当初にやられたところほど経費削減の効果が高い、いわゆる経費削減の金額、あるいは削減率というのが非常に高い。現段階でいきますと、このPPSの導入については、脱原発という形で随分認識も広がってきた。そして、PPS、つまり新規電力に算入する企業もふえてきた。しかし、それ以上に引き合いが多いという形の中で、当初の需要と供給のバランスに変化が起きて、さほど効果が生まれてこないという状況が出てきた。ということは何だ。早期に実施というのは、もう少し詰めていきますが、早期とはいつなのか。今年度末を早期、ことしじゅうも早期。しかし、情勢は常に変化し、発展をし、PPSと既存の電力会社との料金差というのはどんどん、どんどん縮まってくる。縮まってくるということは、経費削減の効果が薄くなってきますよと、こういう状況ですが、それはどうしてですか。なぜですかということと、そういうこととあわせて、では、あなた方が今つかんでいる県下の54市町の状況はどうなっておりますか、あわせて答弁をお願いします。

○議長（池田久男君） 総務部長。

○総務部長（杉浦 護君） 今、議員おっしゃられますように、このPPSの導入の関係につきましては、当初、下水処理施設ですとか、その後、庁舎ですとか小学校、中学校、こういった住民の利用頻度の高い施設へも徐々に対象が広がってきたということでございます。その背景には、やはり競争入札の導入ですとか、公共施設をふやせばふやすほど、そういったコスト削減の効果もふえてくるのではなかろうかというようなこともあったわけでございますが、ここに来まして、やはり電力入札の実態というものは、やはり少しニュアンスが変わってきたということございまして、その一つについては、電力供給量がPPSですと約4%と非常に小さいこと、それから、供給量に限界がある中で需要が急激に拡大をいたしますと落札価格の高どまり、こういったようなこともあるというようなこともお聞きをしてあるところでございまして、この辺の関係については、状況をよく見てまいらなければならないというふうに考えております。

施設の導入の関係については、教育委員会のほうから御答弁をいただけるかというふうに思います。

県下の54市町村の状況でございますが、申しわけございません、その辺についての詳

細な関係までは承知いたしておりません。申しわけございません。

○議長（池田久男君） 教育部長。

○教育部長（春日井輝彦君） 教育委員会といたしましては、電力の自由化対応であります新電力導入につきましては、教育委員会施設初め関連施設の経常経費、こういったものの電気料削減に取り組むという姿勢で、今後、入札方式を原則として考えてまいりたいと、こんなふうを考えております。

時期といたしましては、2学期ですので、3学期ぐらいからが稼働ということになるうかと考えております。

○議長（池田久男君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） 町長から、昨年の答弁で、担当のほうに資料の作成を指示したよと、こういう町長の答弁。その資料作成の範疇の中に県下の状況は入っていなかったと。指示のないものはやらないよと、こういう答弁ですよね。県下54市町のうち、既に導入、あるいは導入を実施決定したところは21市町ある。東三河がすべての市町村、西三河も9市1町のうち、五つの市が実施しているわけですよ。

そういう状況の中で、他を見てどんどん、どんどんということをおられるわけですが、先ほど申し上げたように、情勢は常に変化し発展をする。どんどん、どんどんこういうところに参入をしてくる。

もう一方で次の質問にもありますけれども、メガソーラーに参入をする大企業や商社がどんどんふえてきている。そうしたときにPPSという形で需要と供給のバランスが、今は需要のほう若干勝っている。しかし、供給側のスタンスというのがどんどん、どんどん広がってきたときにどういふようになってくるかというのがあります。しかし、行政とか、あるいは私どもは解説員だとか評論家ではないのです。どういふ問題を提起して、あなた方がそれに対してどうこたえていくか。そのことによって町の政治やら、あるいは財政がどう変化していくか、問題提起をしながら、こういう選択肢をあなた方に私は求めている。そうしたときに、どうするかという選択肢の関係からいけば、どうもいま一歩、足を踏み出しておられない。周囲の状況を見ながら判断と、こういう状況であります。

そうした中で、庁舎が外されたということですから、それでは、なぜ庁舎が外れたのか。東三河の8市町村はすべて庁舎も含めているのです。効率がいいとか悪いとかという問題はみんな違うわけです。それでは答弁いただきますが、昨年度の庁舎の年間電気料金、これは基本料金と料金があるわけですが、それはトータルで幾らになるのか。そして、キロワット時幾らになるのか。答弁いただきたい。

○議長（池田久男君） 総務部長。

○総務部長（杉浦 護君） その関係につきましては、手持ちの資料を持っておりません。

大変申しわけございませんが、後ほど御答弁させていただきたいと思っております。

○議長（池田久男君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） いいね、あなたたち。手元に持っておりませんと言って、ぱっと立って、すっと座る、これでいいわけだ。質問者はそういうわけにいかないわけです。質問者は、苦勞しながら、相手を責め立てながら、どうやって落とし込むかというところ



に知恵を出しているわけです。そうしたときに、「いや、手持ちにございませんで、答弁は後ほど」と。では、後ほど私の質問時間を確保してくれますか。そういう仕組みになっているか。手元にございませんと言えば、それで通っていつてしまう。質問の内容がきちんとそういうふうを書いてあるわけですよ。どうやって経費削減をするのかと、知恵を出せよと。そういう中で、東三河の8市町村は、すべて庁舎をその対象にしてP P Sを導入している。では、幸田町はP P Sを庁舎に導入したらどうなるかと言ったら、「いや、経費削減の効果はない」と。そういう結論を出すなら、では、その積み上げてきた内容は何なのかと聞いて問われるのは当たり前でしょう。答弁いただきたい。

○議長（池田久男君） 総務部長。

○総務部長（杉浦 護君） 大変失礼いたしました。23年度の電気料の関係でございしますが、使用量が48万3,115キロワットです。それから、金額につきましては951万5,000円となっております。

○議長（池田久男君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） そうしたときに、先ほど申し上げたとおり、では、1キロワット時、幾らの算定になりますか。

○議長（池田久男君） 答弁を求めます。  
総務部長。

○総務部長（杉浦 護君） 1キロワットアワーで割り返しますと、これは19万……。

○議長（池田久男君） 概算でいいから。

○総務部長（杉浦 護君） 約20円程度かなというふうに思っています。

○議長（池田久男君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） 約と言われるとまずいが、19円72銭ですよ。キロワット時に庁舎の場合は19円72銭。私は、庁舎を含めて、主要な町内の公共施設30カ所のトータルを出しました。そのトータルでいきますと、随分でこぼこありますが、ならして単純でざっくりでいきますと20円です。では、どういう形でP P Sの導入を入札によって実施をするか。つまり、入札ですから予定価を立てなければいけない。予定価を立てたときに、今、あなたの言われたように、大体20円ぐらいではないかなということですが、19円72銭と。それが最低ラインです。これは現に中電が昨年1年間でキロワット時のトータルを出してきたわけですから、それを下回る価格で入札にかければ低価格への効果は出るわけでしょう。それも庁舎も外してしまうというのは何なの。どうして削減がないの。

プロバイダーが言ってきた、資料をお願いした、出してきた、プロバイダーの資料は「庁舎などは効果ないではないか」と言っているということで、自己検証もせずにおやりになった。答弁がそうだ。それであるならば、では、入札はどのような方法でやるの。少なくとも一般的な入札の関係からいけば、庁舎が19円72銭だと。年間の使用料をざっくりとしてどういう形でやるか。42円でやるのか、50円でやるのか、それはまた別です。そういう形で、だから、入札の条件の主導権はあなた方にある。あなた方にあつたときに、予定価の設定の仕方は、既に個々の施設についてはキロワットあたりの単価は出ているはずですよ。それを示して入札に付すという形が当然だと思うわけですがけれども、あなたの言っている内容からいくと入札のイメージが出てこないですよ。どういうイメー

ジで入札をかけられるのか、答弁がいただきたい。

○議長（池田久男君） 総務部長。

○総務部長（杉浦 護君） 入札の関係につきましては、先ほど申しましたように、当然これは入札方式をとっていかなければならないというふうに考えているところでございます。ほかの市町村の例につきましても、お聞きしたところでは、今、議員がおっしゃられますように、やはり今の現状の私どもが負担をしている経費より削減が見込める数値でなければ導入のメリットはないわけでございますので、そういった、今御指摘のような内容については、当然我々としても加味した判断をしていかなければならないことがあるかというふうに理解をいたしております。

ほかの市町村におきましても、岡崎市さんなど、庁舎の関係を含めておられるわけでございますけれども、先ほど申し上げましたように、その導入に伴っての効果、こういったことを考えた場合に、繰り返しになりますが、負荷の状況というものが若干岡崎市さんよりも私どものほうが効率的な運用をしているというふうな状況でございます。今回の一つの判断の中では外させていただいたということでございますので、その辺の御理解をいただきたいと思っております。

○議長（池田久男君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） ですから、私が申し上げたのは、削減が見込めるか見込めないかということよりも、あなた方が入札予定価格をどこに設定するかによって変わってくるわけでしょう。先ほど申し上げたように、私は30の施設についてはずっとやった。6校の小学校でいけば24円から20円ですよ。各施設ばらばらです。ばらばらだけれども、施設ごとの入札をかけているのですよ、この自治体も全部ね。トータルで、幸田町で100万キロワット欲しいなどという、そんなばかなことはやっていないわけです。この施設については幾らなのかという基礎数値が出ている。基礎数値が出たときには入札の予定価格が必要だと。価格を下げて、さあ、これでどうだという入札をすれば削減効果が出るわけではないですか。なぜ出ないのか。

だから、先ほど申したように、プロバイダーが持ってきた資料をそのままのみにして、自己検証もせずだということにつながっていくのではないですか。

したがって、私が申し上げているのは、七つの施設ではなくて、それを含めて、さらなる施設の対象を拡大する、ましてや、庁舎については、東三河はすべての市町村が庁舎を含めたPPSの導入を入札で決められている。そうした点で再考をされる、そういうことを提起しますが、どうお答えになりますか。

○議長（池田久男君） 総務部長。

○総務部長（杉浦 護君） この電力の関係につきましては、今、いろいろな状況も変化もしているところもございます。私どもといたしましては、まずは、先ほどから申し上げておりますように、今の7施設、こういったところの取り組みをまずはさせていただく、その上で、他の施設というものも、また状況を見ながら、その辺の対応について取り組みはしていきたい、順次進めていきたいというような考え方は持っております。これで7施設やったからどうこうということではございません。その状況は常に、冒頭、議員もおっしゃられますように、状況は変わってきているわけでございますので、そういっ

た状況の変化というものも見合わせながら判断をしてまいりたいというふうに考えております。

庁舎の関係につきましても、同様に判断をしていきたいというふうに考えております。

○議長（池田久男君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） 情勢は常に変化をする。つまり状況を見てから。こういうことですよ、あなたの答弁。そうすると、例えば悪いけれども、落ち穂を拾うような行政をしていても実は拾えないよと。もうそういう状況に来ているのですよ。それでありながら、さらに状況を見ていくというのは、落ち穂も全部もう拾われてしまって、あと、スズメのつついて残したものをどこかに探すようなことをやっているのはあかんですよ。こういうことです。

そういうことで、次に入っていきます。

福島原発の事故以来、その事故の深刻さということ同時に、電力の供給のあり方について、政府のエネルギー政策という形で国民の意見の聴取会というのを全国11カ所で開かれた。そのトータルは、87%が脱原発だと。こういう中で、政府がこの7月1日から自然エネルギー、再生エネルギーの固定買い取り価格制度をスタートさせました。太陽光発電でいけば、事業用で10キロワット以上ということのをこれからずっと申し上げていきますが、それが基礎ベース。事業用の10キロワット以上の太陽光における発電は1キロワット42円の固定価格で買いますよと。従来は24円で、24円から42円になった。こういったときに勝機を見出して、今、一生懸命動いているのが商社、大企業。自治体の中では屋根貸し業というのがあったわけです。自分のところは手を汚さずに、ただで少しはもらっていいこうではないかという、そういうのがある。そうではなくて、人のふんどしで相撲をとるのではなくて、我が町として、この幸田町に降り注いでいる自然のエネルギーをどういうふうに利益に還元をして、住民にその利益をまた戻していくか、こういう取り組みがそれぞれの自治体の中でこれからさらに広がってまいります。

そういったときに、我が幸田町は公共施設がたくさんあります。公共施設がたくさんある中で、太陽光パネルの設置が可能な施設はどれだけあるのかと言っても、あなた方に、太陽光発電して財源をつくっていいこうという選択肢なり政策がなければ、そんなことはむだなことだ。

答弁いただく前、そういう固定価格の買い取り制度に対して、あなた方が今後どう対応するのかという政策や見解はお持ちですか、答弁いただきたい。

○議長（池田久男君） 総務部長。

○総務部長（杉浦 護君） 本年7月から、この固定買い取り制度がスタートいたしましたわけでございますけれども、私どもとしては、こういった固定買い取り制度につきましては、今後、新たに新設するものにつきまして、こういった制度の対応を考えていきたいというふうに考えております。

なお、固定価格の関係につきましては、今現在、町では6施設、太陽光の施設があるわけでございますけれども、給食センター以外は余剰電力の売電をやっているわけでございますけれども、こういったものの関係、太陽光発電は全量売電ができないことなどから、今回の固定買い取り制度には合致しないというような判断も聞いているところで

ございますので、新たな施設から、そういったものについては考えていきたいというふうに考えております。

○議長（池田久男君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） この制度については、もう早くから言われて、7月1日から制度がスタートしたという中で、行政が情勢を見きわめていく、それは重要なことだと。だから、時には石橋をたたいて渡る慎重さも、これは求められてくるし、可能性を信じて飛躍をしていく、こういうのも選択肢。しかし、あなた方の今の答弁は、石橋をたたいても、なお渡らぬ臆病さを保っているわけです。何でそんなに臆病なのですか。もうほかの市町がどんどん、どんどん、この固定買い取り制度を活用して財源を生み出そうではないかと知恵を工夫を出しながら頑張っているときに、「我が町は情勢を見ながら、石橋をたたいてもなお渡りませんよ。これを慎重さといいます」と。それは臆病です。それで、やらなくてもいい事業仕分けはせっせ、せっせとやっている。今の政策の問題は、こういう構図ではないですか。どうするのですか。今後、今後ということと言われるけれども、全く、今、こうした情勢が新たな進展を見ているときに、なぜおやりにならないのかと。何がネックになっているのか。答弁いただきたい。

○議長（池田久男君） 総務部長。

○総務部長（杉浦 護君） まず1点は、やはり新たな施設に、そういった新たな太陽光のシステムを設置していかなければならない、そういった経費的な部分、固定買い取り制度を導入する上で、先ほど申し上げましたように、既存の施設についての売電だとか、そういった関係のことを考えますと、新たな施設から考えていきたいということをもまず基本的に思っているところでございます。

また、こういった固定買い取り制度につきましては、賦課金というのがございます。これの関係につきましては、ヨーロッパなどでも、その後、どんどん高くなってきているというような将来的な不安、不安というのでしょうか、見直しがなされて、そういった経費的な部分での負担というものが、また引き上げによって求められる危険性もあるというようなこともございます。ただ、ほかの市町村でも当然こういったことについての取り組みはなされているわけですので、私どもとしても、やはりこういった、先ほども出ておりましたけれども、脱原発、また、電力不足といったようなことに対する対応というものは非常に重要なことだと思っております。

たまたまではありますけれども、国では、再生可能エネルギーの導入推進の基金を活用いたしましては、25年度には、これは10分の10の事業でございまして、そういった制度の関係についての紹介も参っているところでございます。国の制度も活用しながら、そういった取り組みがうまくできればいいかなということを思っているところでございます。

○議長（池田久男君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） どうもあなた方、行政が解説員になっているわけですね。行政が解説員になってどうするのですか。事業を執行する側の責任ですよ、あなた方。しかし、それを解説員になったり評論家になっていく。そんなことをやっていたら、たらいの縁を回っていくだけです。それで時間を費やして、「情勢は常に変化し発展しております

ので」と。そんなことは当たり前のことです。

だから、現実の問題で、こうした固定買い取り制度が20年間、制度としては残りますけれども、42円なのか、それがどうなるかこうなるとか、これは3年間は固定と言っているけれども、その情勢はまだ、これはわからないですよ。わからないからやらないのだと。わからないから状況を見きわめているのだと。それは解説者だ。事業執行の立場に立つ人間の感覚ではない。

そうしたときに、では我が町にやっていくといろいろなところに設置しなければいけない。設置費が大変なことだと。設置費など計算すればすぐペイできますよ。もっと言うならば、起債を借りて10年の償還でやって、さらに20年間固定買い取り。それが42円であるのか、50円になるのか、20円になるのか、それはわかりません。そんなことをやっていたらいつまでたっても進まない。

そういった点も含めていくなれば、トンビに油揚げをさらわれるようなことを、指をくわえて漫然と、情勢の判断でございましてとやっていくのが幸田町の町政なのか。可能性を信じて飛躍していく、今、こういう時期ではないですか。

時間がだんだん迫ってくるので、次のほうが控えて喜んでいる部長もいるので、余り喜ばせたくない。結論から言うと、では、幸田町の施設の中で可能な施設はどれだけだと聞けば、「これからですわ」と言っております。

では、そうしたときに、屋根を傷めずに、比較的簡単にできるのが相見駅の駐車場ですよ。500台の駐車場がせいぜい二、三十台と。用地買収した面積は2万2,000平方メートル。将来、見込みがあるからということで、100台分ぐらいはとっておいて、あとの400台分。そこへ太陽光パネルをぽつと設置すれば、何もこんなに大きな費用も要らない。ペンペン草も生えないように、日常的な管理も、これはついて回るという点からいけば、私は学校に絞らずに、教育委員会にお鉢を回して、「教育委員会、知恵を出してください」と言っておしりをたたかなくても、駅西でぼんぼん生えているペンペン草が喜んでいる。そこを使えばいいではないですか。費用も簡単です。そういうところはどういうふうにお考えですか。

○議長（池田久男君） 町長。

○町長（大須賀一誠君） 自然エネルギーの関係につきましては、旧来からやっているソーラーパネルにつきましては今回の対象にならないということで、新規につけたものから対象になっていくということだと思っております。先ほども申し上げましたように、いろいろ始めているといいますか、教育委員会ではもう即、これで始めるわけでございますので、この辺は御承知おきいただきたい。

それから、相見駅のことを今、お取り上げになったわけでありましてけれども、私、きのうもテレビに出ております日本エネルギー経済研究所の顧問、十市さんといいましたが、この間、お話ししました。そのメガソーラーの問題というのは、確かに、例えば武豊にもありますし、それから、今度木曾川の横にも大きな土地でメガソーラーをつけます。その関係というのは、本当に自然環境、鳥だとかいろいろなものに影響を及ぼすということ、きのうもNHKで言っておられましたですけども、一月ほど前お話ししましたら、そういう環境という問題では非常に今後問題があるだろうということと言っ

ておられたのですけれども、ただ、小さなものについて、学校だとかいろいろところでそういうものをつけていくことによって、電力は原子力の賄うだけのものは十分ないのですけれども、そういうことも今後も進めていきたいなと私は思っておりますけれども、メガソーラーについては、かなりの自然の問題が出てくるだろうと。鳥だとか、いろいろな環境に問題が出るということを私は聞いております。

今後、つけられるところも考えながら、よく検討して、今後さらに町のプラスになるような方向については考えていきたいと思っておりますけれども、相見駅の西口には、そういうものはつける意味は全然ございませんので、一つ、ほかのものでまた検討していきたいというふうに思っております。

○議長（池田久男君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） 幸田町で町の事業としてメガソーラーをやってくれなどということは、また、あなた方もそんな気はないし、そんな場所もないわけです。その問題を取り上げて、メガソーラーは環境にも鳥にも影響があるから今後問題ですよなどということは言っていない。言ってみれば、幸田町にある公共施設で、屋根にパネルが設置できる可能性の施設はどれだけか。その施設がメガソーラーに相当する発電量を持つだけの広さと能力はあるかということ、ないです。先ほど申し上げました中で、可能性としては、相見駅駐車場の活用問題、それは知恵と工夫を出せばできるわけ。やれぬ、できぬか、気がないか。どうやってこの問題をクリアするかという姿勢で聞くのか、あれも無理だ、これも無理だ、あれもできないといえ、そんなもの可能性は出てないです。どうやって知恵と工夫を出しながら、幸田町の中に降り注ぐ自然のエネルギーをとらえて町の財源にし、住民のその利益を還元していくのか。そういう政策と選択がなければ事は進んでいかないということを申し上げておきます。

表現が非常に悪いわけですがけれども、よく言われるのは、犬はほえても歴史は進むのです。幾らここでどれだけ力んだって歴史は進んでいきます。情勢は進展し発展をしていくときに、「私はあのときにああ言いましたよ」と言っているのかどうか。部外者ではございませんよということだけ申し上げて、次に環境問題に入ります。

23年度の清掃事業概要を一言で言いあらわせば、幸田町は県下でもごみ排出量とリサイクル率は上位にございます。そのことにあぐらをかいて安住しているのではないだろうかという、この概要の内容であります、そこら辺の見解からまず伺いをしていきます。

○議長（池田久男君） 環境経済部長。

○環境経済部長（鳥居元治君） 清掃事業概要でござらんになって既におわかりだと思いますけれども、この幸田町の排出状況については、県下でも排出量が非常に少ないということで経年から今日までを来てございます。そのような状況に私ども所管としてあぐらをかいているということは一切ございません。私どもは、毎年でございましてけれども、地域のステーション等を環境月間にあわせ指導等に回らせていただいたり、事業所の減量にお願いに参ったり、いろいろそういう努力も重ねる中、町民にも協力いただきまして今日の結果を得ているということでございます。

○議長（池田久男君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） それでは、この23年度の中で、あるいは今も含めてですが、従来より変わって、新しい取り組みとして、ごみの減量化、資源化でどんな取り組みをしておりますか。従来からの延長線でしょ。違いますか。

○議長（池田久男君） 環境経済部長。

○環境経済部長（鳥居元治君） さきに私どものほうから協議会年表を出させていただきましたが、廃家電の拠点による引き取り、そのようなもので効率、そして、経費の削減というのを始めているということでございます。廃棄物のこの減量、新しい方式というものも、私どもの町といたしましては今日までかなりいろいろ努力して取り組んでまいりましたので、ここに来まして、次から次に手を出すと、あるいは手を打つということとはできない状況でございますが、ただいま申し上げたような取り組みを開始してございます。

○議長（池田久男君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） では、そうしたときに、ごみの排出量の関係で、可燃ごみで対前年度比188トンもふえている。パーセントでいけば全体が大きいものですから4%ということ。そういった点でいけば、188トンもの可燃ごみの増というものをどういうふうに見ているのか。人口は若干ふえておりますよ。しかし、過去ずっと減らしてきた中でも人口はふえてきているのです。対前年で減量しても人口はふえてきている。ですけども、ここへ来て188トンも可燃ごみがふえてきているということはどういうことなのか。廃家電が可燃ごみではないはずですのですよね。そういった点で、では、どういう取り組みをしているのかということをお尋ねしているわけです。

○議長（池田久男君） 環境経済部長。

○環境経済部長（鳥居元治君） 可燃ごみについては、今、議員がおっしゃられたとおり、前年対比で、わずかでございますけれどもふえました。その原因というものは、特にこの現象を見たわけではございませんので推移ということでございますけれども、やはり人口の増もありがたいことに少し右肩上がりでございます。そういうこと等も手伝いましてふえているのだろうということでございます。私どもは今までどおり、家庭からの資源化、減量化をとということで、毎年、ごみの出し方、分け方、そのようなチラシをもちまして各戸に配布をする中で、いろいろ減量等の方策も書きましてお願いをしてきている次第でございます。

○議長（池田久男君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） 人口増はありがたいところでございます、可燃ごみの増もありがたいことだと、こういうことです。過去でも人口はどんどん、どんどんふえてきているのですよ。ふえていても減らしているわけです。22年、21年はずっと減らしているのですよ。この間、人口が低下していたのかと、こういうことではないの。そういう点からいけば、あなたの認識でいくと、現状です。現状維持はいいことではないかという発想では困る。現状維持は後退につながっていきますよ。先ほど申し上げたとおり、情勢は常に変化し発展をする。そうしたときに現状維持というのは後退につながっていきます。後退につながらないように、新たな取り組みとして、可燃ごみがずっと増え続けるときにどうするかというときに、私は昨年、あなたは担当ではなかったですが、あなた方が、

渋々、渋々、「あなたにそんなことをぐだぐだ、ぐだぐだ言われてはどうもならないけれども、やるだけやっていくか」といって少し格好をつけたのが水切りネットです。水切りネットをやって、どう結果が出ましたか。

○議長（池田久男君） 環境経済部長。

○環境経済部長（鳥居元治君） あの水切りネットについては、モデル的に配布いたしまして、その後、アンケートのほうを進めさせていただいているということでございまして、その結果の確認はまだできない状況でございます。

それから、新しいものは、先ほどの水切りネットのみということで、数年前は減っていたものがまたふえたということでございますが、ごみの減量の手だてといたしましては、年表を開いていただきますと、例えば、20年からは特小のごみ袋等が開始されたということで、意識づけ、あるいはそれに対する取り組みということで、長期には及ばないと思いますが、一時的にこの減少等も発生したというふうに評価しております。

○議長（池田久男君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） 水切りネットのアンケートの関係でも、水切りネットを使いたいという人については、その場でアンケートをとって、それでやって、回収しましたか、分析しましたか。あんなことをやっても何もならないわけです。私は、おやりになったこと自身、否定はしないです。水切りネットをやってくださいと、しようがないなとっておやりになったこと自身は。渋々やろうと、進んでやろうと、お実施になった。ただ、そうしときに、後のフォローがされていない中で、何のためにやったのかということが問われてきますよ。そうしたことについてはどうなのかということです。

それから、もう一つは、特小袋でも、あなた方も渋々、渋々言っていたものではないですか。レジ袋ぐらいの仕事をやりなさいと言ったら、何だかんだと言った。そんなことはいいけれども。要は、そういう形の中で、あれもやりました、これもやりましたと言いながら、議会からいろいろな問題が提起をされて、渋々、渋々やった結果だと。だから、あなた方自身が、この取り組みについて、政策的なものに対峙しながらごみの減量化を進めているのかということの姿勢が問われていないかということを終始一貫して私は問いただしているわけです。

ですから、現状維持は後退につながる、後退につながらないように、新たな取り組みをどう進めているかといったら、廃家電の回収も進めておりますよと。それはそれで結構です。だけれども、一番ウエートを占めている、岡崎にいじめられている最大のポイントは、「あなた方は可燃ごみを岡崎へたったか、たったか持ってきて」と。基準単価と超過料金、ペナルティーに対するものもこの中にもあるわけです。そのようなことで、幸田町が岡崎のいじめに遭って、理屈もないわけです。それでありながら、どんどん、どんどん消費がふえていくという点からいけば、新たな政策展開が必要ではないですか。

そういう中で、剪定枝が可燃ごみとして出されておりますよね。では、その剪定枝の1年間の総重量、数量というものはどのようにつかんでおみえになりますか。それが可燃ごみとして収集される。収集されることによって可燃ごみの量もふえてくる。こういう状況ですが、まず現状はどうか。

○議長（池田久男君） 環境経済部長。



○環境経済部長（鳥居元治君） 私どもは、ごみの減量のためには新たな手だても、あるいは現状の使命をもっと徹底するという事は常に心がけていきたいというふうに思っております。

なお、生ごみ処理機等の購入の方に、今後、展開の中でアンケートをとるなりし、そのようなことで方策も見出していきたいという考えを持っております。

次に、剪定枝でございますけれども、私どもが把握しておりますシルバーに委託してございます剪定枝の量でございますけれども、件数としては、去年は633件でございます。なお、台数といたしましては1,202台。これは軽四トラック相当でございますが、それだけのものが入っている。なお、重量等の計量については行われてございません。

○議長（池田久男君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） ですから私が申し上げたのは、剪定枝も燃えるごみとして可燃ごみで収集しておりますよと。その収集の内容の答弁を求めたわけです。

○議長（池田久男君） 環境経済部長。

○環境経済部長（鳥居元治君） 失礼いたしました。剪定枝については、私どもの「ごみの分け方、出し方」にも記載がございますように、シルバーさんでチップに変えて資源に変えるということ等も表記し、お願いさせていただいております。お客さまからの電話の問い合わせ等におきましても、なるべく資源にということで、シルバーの紹介をさせていただいているということでございます。

○議長（池田久男君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） それでは、可燃ごみとして剪定枝が一切出されていないという認識でよろしいですか。

○議長（池田久男君） 環境経済部長。

○環境経済部長（鳥居元治君） 少量で、燃やすごみの指定袋、これに入るものは出されてもいいと。ただし一定量以上あるものは、ぜひシルバー等の活用をお願いしたいということをお願いしているところでございます。

○14番（伊藤宗次君） その数量の実態はと聞いている。

○環境経済部長（鳥居元治君） 先ほどのチップ等の関係は申し上げたとおりです。それ以外のものは、どれだけ出されたかというものまでは計量してございません。

○14番（伊藤宗次君） 可燃ごみ数量が前年対比188トンもふえた。その中に剪定枝がどれだけ入っているか。その実態はわかりません。要は、シルバーに全部任せてあるよと。シルバーの実態はこうだと。私はシルバーのことをお尋ねするのは次の問題です。

だから、あなた方自身が剪定枝は可燃ごみですよと行って、住民に、「余り大きいもの、数の多いものについてはシルバーに持って行ってください」と、これだけの話です。だから、その実態もあなたにどうしているのかと言ったら、「つかんでおりません」では、これは何ともならないでしょう。つかんでおりませんと言ったときに、では、シルバーに全部丸投げしているのだと。丸投げしていたら、そのシルバーが実態として、どういう剪定枝の処理の仕方、活用の仕方をしているのかという点ではいかがですか。

○議長（池田久男君） 環境経済部長。

○環境経済部長（鳥居元治君） この剪定枝チップ化事業につきましては、平成15年から開

始しているわけでございますけれども、その目的でございますけれども、やはり公共等の施設から出される剪定枝、庭木、あるいは果樹農家等から出される剪定枝、こういうものを農地等へ還元利用する等、あるいは水分調整剤として利用するという事で目的に掲げて開始したものでございます。

現在、処理場の状況を見てまいりますと、北部坂崎にございますが、そこでチップ化されて保管がされているという状況でございます。現実、利用状況としては、昨年の例で申し上げますと、14人の方に引き取りをいただいた例がございます。それ以外のものとしては、私どものほうでは、このチップの利用については、そのように聞いておりますので、その範疇で承知しております。

○議長（池田久男君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） 剪定枝をシルバーに丸投げして、その状況についてはわかっておりませんということですが、私もこの一般質問をするときに、水道の坂崎第3供給点の少し下にあるわけですが、その現場に見に行ってきました。現場は大変きれいに整備されている。ブルドーザーもないのに、よくあれだけ積み上げたなど。あれはだれがやったのですか。

○議長（池田久男君） 環境経済部長。

○環境経済部長（鳥居元治君） 実は、地元の建設業者さんにお手伝いいただいて、場内の整地と申しますか、チップ等のならし等をしてございます。そういうことで、議員おっしゃられたように、現場の状況は平坦等、きれいになってございます。

○議長（池田久男君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） 本当に解説員ですね。あなた方、丸投げしておいて、現場がどういうふうになっているのか。「きれいになっております。地元の業者が善意でやってくれました」といったときに、では、丸投げしたことによって、どういう状況が生まれて、どう改善しなければいけないのかというのは丸投げした側の責任の問題ですよ。この問題については、また、定例会で改めて質問をして、あなた方の姿勢の関係も含めてやっていきたいと思いますが、いろいろな点があることも事実です。そして、私自身は政務調査費を使って先進地の視察をして、その視察の成果は後ほど質問の中で展開をしていくことを申し上げて、次に移ります。

産廃の不法投棄、具体的な事例として、個々の問題は触れませんが、あなた方は承知の上だ。私もこの質問をするにあたって現場を見、そしてまた、きのうも現地確認をしてまいりました。何ですか、あれは。指摘したところの穴は埋めてあります。その近くに埋めた穴の3倍以上の穴が掘られて、その中にどンドン放っている。ということは、もう繰り返し、繰り返し、確信犯的におやりになっている。どうするのかという問題。周辺の人たちは、夏場になってくるとハエがぶんぶん、ぶんぶん飛んでくるのだと。においも風向きによっては飛んでくるのだというときにどうするのか。答弁がいただきたい。

○議長（池田久男君） 環境経済部長。

○環境経済部長（鳥居元治君） 産廃も一般廃もそうでございますが、不法投棄された等の部分については、まず、情報をいただきましたら現場のほうに調査に参ります。そして、

その事実が明らかであれば、関係者に改善等の指導をさせていただくと。ただし、これが産業廃棄物、産廃ということであれば、これは、所管は県になりますので、県の機関に連絡方、一義的には町で回りますが、以降、県と共同を通して処理に当たるということとでございます。

なお、今、議員おっしゃられました案件のこととございますが、私どもが承知する中では、過去から追跡等もして現場における指導、あるいは文書による指導も行ってきたとございます。また、直近の部分とございますが、8月23日におきまして、現場で、それまで時間を置きまして観察をしていたわけですが、状況が変わったものですから、そのときに関係者に現場で、どのようにするかという指導もさせていただきました。

その中では、実は、作物が病害にやられまして、それで一時的にこれを処理しなければならないということで現場に出されているということとございます。その中で、このような状況は好ましくないということもきつく指導いたしまして、「少し時間をください。この間に病気等の関係も一段落して終わることができるだろう」ということとございますので、その部分については、現状に戻すようにということで、約1カ月後にはきれいにさせていただくということも私どもは確認をとっている次第でございます。

○議長（池田久男君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） 現状を8月23日に確認し、私も昨日確認してきた。その中で、作物が病害虫にやられて腐ってしまったから、ここへ放り投げてあるよと。1カ月後に埋め戻して埋めてしまおうと。結局、取り出さなわけなのです。どんどん穴を掘ってぽっと入れて、見つかったらしようがないといってぽっとやるなんて、あなたたちの感覚は中国の新幹線事故と一緒です。都合の悪いことはみんな埋めてしまえ、埋めてしまえと。ばれたらしようがないではないかという感覚でいいのかということ。それは馬の耳に念仏のような唱え方をされていては全然だめだと。口を開けば、「こんなものは県の仕事ではないか。私たちのところは県のほうへつないでいだけではないか」と言ったら、環境の行政というのは何だということ。です。

そういうこととあわせて、野焼きの問題が各所で深刻になってきている。そういう人たちは、石油製品を燃やせば、どれだけ煙が出ているかわかっているわけです。だから、少しでも和らげるために木片とかを入れて煙の色を少しごまかしても、石油が燃えると黒い煙が出るということは、そんなことはわかっているわけです。

○議長（池田久男君） 残り1分です。

○14番（伊藤宗次君） それに対して、どう対処しているのか、どういうふうなのか。そういう人たちは、もうずっと常習で確信犯ということに対してどう対処されていくかということが1点。

これは消防のほうにお聞きするが、野焼き原因として通報があつて出動した件数やその後の対処の仕方について、答弁がいただきたい。

○議長（池田久男君） 環境経済部長。

○環境経済部長（鳥居元治君） 先ほどの産廃、県にお任せというようなことを言われたわけとございますけれども、もちろん産廃ということになれば県の機関とございますが、先ほどの事案については、法に定める部分においては、私どもは産廃ということを理解

しません。これは県のほうにも確認してございまして、産廃の扱いでないというふうに理解しております。

それから、野焼きの処理でございますけれども、先ほどの不法投棄と同じように、通報いただきましたら、現場に出向きまして、まず消火ということを指導させていただきます。その後にチラシもお渡ししながら、野焼きの禁止行為、あるいは例外規定にあっても、どのような処分をするかということの指導もさせていただいているということでございます。ぼんたび繰り返されます場合には、その刑罰的な部分も、おどしではございませんが、お話しする中で協力を求めているということでございます。

○議長（池田久男君） 消防長。

○消防長（近藤 弘君） それでは、出動件数等々について御報告いたします。

23年中の出動件数であります火災等件数は15件でありました。指導等につきましては、まず1点は、届出をしっかりとしてください。火災と紛らわしいが届出がありますということで指導しておりますと同時に、急ぎであるなら、口頭、電話でもいいですということはお願いしております。当然、消火行為を行う場合は、水バケツ、消火器等の準備をすること、風が強いときは中止するなど、火災予防上十分注意してくださいということ、それから、苦情が入った等々については、それについては、消防のほうでいろいろございますが、環境問題等々につきましては、関係のところへ連絡させてもらうと同時に、消防の関係にありましては、中止をさせていただくことはあります。

以上です。

○議長（池田久男君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） 要は、野焼きの関係では、今、消防長が言われたのは、これは火入れの関係ですよ。野焼きは火入れという形は、堤防を草はやりますが。私が申し上げたのはそういうことではない。要は、木片やダンボールに農業用廃ビニールをまぜて燃やす、あるいは店先で商売で使った油ぼろをぼんぼん、ぼんぼん燃やすと。そういうものが野焼き。そういう形で周辺の住民の皆さんに大変な御迷惑をかけている、そういうことに対して、もう常習的で確信犯的で、何か言っても開き直って、けつまくって、「そんなこと私のところだけではない。あちらのやつ、こちらのやつをやってから私のところへ来なさい」と、こういうことでしょう。そんなことではだめですよということを申し上げた。きちんとした対処を。

○議長（池田久男君） 環境経済部長。

○環境経済部長（鳥居元治君） もちろん私どもは、レポート、要するに繰り返しをやるような方については、この指導の内容も強目にさせていただきます。最後には関係機関とも連絡をとるといようなことも申し上げて、それでやめていただいた等の事例も数件ございます。今後とも繰り返しのないように、指導も図ってまいりたいというふうに思います。

○議長（池田久男君） 14番、伊藤宗次君の質問は終わりました。

ここで、途中でありますが、10分間の休憩といたします。

休憩 午前10時57分

---

○議長（池田久男君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、13番、丸山千代子君の質問を許します。

13番、丸山千代子君。

○13番（丸山千代子君） 通告してあります3点について、質問をしてみたいです。

まず、第1番目に、平和行政の取り組みについてであります。

広島と長崎に原爆が落とされて67年がたちました。戦後生まれの人たちの割合が75%を超え、当時の被害の実態や実情を知らない世代が圧倒的多数を占めている状況であります。日本は世界で唯一、原爆の被害を体験した国であり、この実態を伝え、人類と核兵器は共存できないということを広く訴え、核兵器廃絶の取り組みを進めていかなければならないのではないのでしょうか。平和を守ることはできません。

2012年、原水爆禁止世界大会が8月2日から9日まで広島市と長崎市で行われました。ことしの特徴としては、核兵器禁止条約の交渉開始を求める声が強くなってきており、また、昨年秋の国連総会では、マレーシアなどが提案した核兵器禁止条約の交渉開始を要求する決議が130カ国の賛成という圧倒的多数で採択をされました。

2015年のNPT（核不拡散条約再検討会議）の準備がことし開始され、4月から5月にウィーンで行われた準備委員会では、NATO加盟国を含む16カ国共同声明が出されるなどいたしました。昨年の3・11福島原発事故発生を経て、福島県浪江町長初め、ほかの首長など、原水爆禁止世界大会への参加や、また、メッセージが寄せられるなど、核兵器廃絶を求める声が国内でも大きく広がってきているところであります。また、核兵器全面禁止のアピール書面への賛同が全自治体の6割に達して、平和行進や原爆展なども広く取り組まれるようになりました。

こうした日本の原水爆禁止運動は、今から58年前のビキニ水爆被災事件を機に誕生したわけであります。アメリカが太平洋マーシャル諸島のビキニ環礁で水爆実験を行ったとき、焼津のマグロ漁船第五福丸乗組員23人が死の灰を浴び、放射能による被害を受けたことで、草の根で抗議の行動に立ち上がったことから生まれた運動であります。

そこで、質問であります。

この草の根から取り組みとして、自治体として非核平和自治体宣言を制定することを町長に求めるものであります。答弁をいただきたいと思っております。

○議長（池田久男君） 町長。

○町長（大須賀一誠君） 平和行政につきましては、だれもが思うことでありまして、長い間、こういう非核平和自治体宣言とかいろいろなものを県内でも6割ぐらいの市町村が制定をしているという状況でございます。これを踏まえまして、よく検討して、早期にまた考えていきたいというふうに思っておりますので、よろしくお願いをいたします。

○議長（池田久男君） 13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） 平和自治体宣言でございますけれども、現在、日本における自治体宣言は1,556自治体まで広がっているわけであります。これは1,742自治体のうちであります。愛知県では54自治体中34自治体が宣言をしているということで、今、町長が言われたとおり、60%以上が宣言をしている状況であります。

西三河では、御承知のように、知立、西尾、みよし、岡崎、高浜、豊田が宣言をしております。私どもが自治体の視察に伺っておりますと、大体が非核平和都市宣言という宣言を出されているわけでありまして、こうしたところでは、やはり平和の取り組みはされているのだなというふうな思いがあります。

この宣言をする効果、これについて町長はどうお考えなのかと。早期にとおっしゃいましたけれども、やはり、こうした実態を踏まえながら、草の根からの取り組みを進めていく、それにはまず町として宣言をする大事さがあるのではなかろうかと思うわけがありますので、効果について、どう考えておられるかをお尋ねしたいと思います。

○議長（池田久男君） 町長。

○町長（大須賀一誠君） 非核平和宣言につきましては、近隣でも町レベルであります東浦とか武豊、蟹江、豊山、こういうところもやっております、いろいろお話を聞いております。

非核平和自治体宣言等々につきましては、以前もパネル展をやっていたかいたか、いろいろな御要望もございました。そういうことも踏まえまして、平和の尊さというものを子供たちにも知らせなければいけないという観点から、早期に検討させていただきたいというふうに思っております。

○議長（池田久男君） 13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） 次に、平和市長会議についてであります。

平和市長会議は、広島、長崎の悲劇が二度と再び繰り返されることなく、核兵器のない平和な世界を求め、核兵器廃絶を訴え、広島市、長崎市が中心になって1982年に設立されたものであります。世界の都市が国境を越えて連帯し、ともに核兵器廃絶への道を切り開こうと都市連帯を呼びかけており、ことし4月1日現在、世界では5,221人、日本では1,139人、愛知県内では33人の市長や首長が加盟をしております。2003年から、広島、長崎の被爆75周年である2020年まで、核兵器廃絶を目指す取り組みをしております。この2020ビジョン、核兵器廃絶のための緊急行動、これを策定し、世界的に今、行動を展開している次第であります。

こうした平和を守る取り組みとして、平和市長会議への参加・加盟を町長に求めるものでありますけれども、これについて答弁がいただきたいと思っております。

○議長（池田久男君） 町長。

○町長（大須賀一誠君） 平和市長会議につきましては、これも県内の加入者が約59.3%という状況下でございます。これにつきましては、内容をよく熟知いたしまして、今後加盟をしてみたいというふうに思っております。現在は事務方で加入に向けての調整をさせていただいているという状況でございます。

○議長（池田久男君） 13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） 大変前向きな答弁、ありがとうございます。

平和市長会議という、このような冊子も発行されながら、広く呼びかけをされているわけでありまして、町長のほうにも要請もしたところでもありますので、早急に加盟に向けて取り組んでいただきたいというふうに思います。

今年度、この市長会議に参加した一番新しいところが清須市であります。2012年の4

月に清須市が33番目に加入をしておられるようでございますので、ぜひとも幸田町も34番目になるようお願いしたいというふうに思います。

次に、平和行政への取り組みについてであります。

1993年に市制55周年の節目として非核平和都市宣言を行った半田市、戦争の悲劇を語り継ぐ市民グループと協力をして、ことしも原爆の恐ろしさをパネル写真で伝える「原爆と人間展」を夏に開きました。被爆の実相を若い世代に伝えていくためにも、こうした平和行事、パネル展などを幸田町としても取り組んでいくか何うものであります。先ほど町長がパネル展なども要望があって、子供たちに伝えていく取り組みをしたいということですが、実際的に来年度、例えば、ことしの冬でも結構ですけれども、やはりこうした取り組みは、暑い夏がやってくると、このような二度と再び戦争を繰り返さないという思いが取り組みへとつながるようでございます。

また、私どもも婦人団体のほうで毎年、平和の鐘、これを幸田町で行っておりまして、お寺に梵鐘をついていただくように、これは広島、長崎に原爆が投下された日、そして、終戦15日、この日に鐘をついていただく取り組みもしてきておりまして、協力して下さるお寺もふえてまいりました。また、独自にお寺が自分のところで実施をしているところもあります。

このように、草の根からの取り組みが、やはり平和な世界を願っての取り組みへとつながっていくわけでありますので、ぜひとも行政からも平和な行事の取り組みについてこうした実施することを求めるものであります。それについてはいかがでしょうか。

○議長（池田久男君） 町長。

○町長（大須賀一誠君） 先ほども申し上げましたように、先般も来ていただきまして、パネルの内容、写真等々を見させていただきました。今後、パネル展等々を、平和の尊さということをアピールするためにも、それほど高いものでもなかったかと思っておりますけれども、図書館とかいろいろなところで展示をさせていただこうかというふうに思っております。

○議長（池田久男君） 13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） 子供たちに、やはり今、放射能の恐ろしさや、また、二度と再び戦争を起こさない、世界各国で内紛や争い等が行われておりますけれども、あれはテレビの世界というふうにとらえるのではなくて、やはり戦争とは悲惨なものだよと、命を奪うものだよと、こういうような平和行政の取り組みを進めていただきたいと切に思うわけでありますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

次に、住宅リフォーム助成と耐震化で地域経済の活性化について質問をさせていただきます。

住環境の整備や地域経済対策などを目的とした住宅リフォーム助成制度の創設が、ことし7月1日現在で全国533自治体、これは3県プラス530市町村でございまして、このように広がってまいりました。この1年間で200自治体がふえてきたところであります。県下では江南市、岩倉市、設楽町、東栄町が実施をし、また、先駆けて実施をした蒲郡市は2年間継続したところでございます。

住宅リフォーム助成制度は、工事費の一部を補助することによって、その数十倍の改

修、建設市場を創設することができます。さらに、リフォームすることによって、家具や家電などの買い換えなど、地域の経済循環を大きくして、さらにいえば、自治体の税収をふやす波及効果につながるものであります。

その効果を最大限に引き出すためには、使いやすい制度にしていくことも大事であります。この使いやすい制度として、ことし、産業建設委員会で視察をいたしました富山県朝日町では、耐震化とリフォームとあわせ、それぞれの補助制度を受けられるようになっておりました。また、介護による改修とセットすることもできるなど、バリアフリー化工事とも組み合わせ可能となっております。

先ほど南海トラフによる巨大地震の被害想定も出されたところでもあります。これを機会に、耐震化に関心を持ち、建物倒壊による愛知県の死者1万5,000人、このような数値も出された中で、耐震化の向上をという方たちもふえてくるのではなかろうかというふうに思います。ぜひとも、こうした住宅リフォーム助成制度の使いやすい制度の創設を求めるものでありますけれども、これについては一般質問では3度目の質問でございますが、その後、進展はどうなったか、お伺いするものであります。

○議長（池田久男君） 建設部長。

○建設部長（鈴木富雄君） 丸山議員からは、住宅リフォームについては、一般質問で3回行われたということで、今まで答弁をしてきました。23年の6月議会のときには蒲郡がまだ実施中ということで、なかなか予算化ということには至らなかった状況でございます。そのときは既存の住宅助成は現行制度で対応したいという回答でしたが、今言われますように、住宅リフォーム助成制度は、全国で地域経済の活性化という形で、効果的な補助政策ということで伸びがあります。

町としましては、今年度、幸田町耐震化促進計画を見直し中であります。その中で、特に住民の災害に対する意識づくりを高める、それから、住民と一緒に取り組める耐震対策への啓発活動、それから、命を守ることに直結する減災対策ということで、これらに対して補助金を充実させていきたいというふうに考えています。

したがいまして、今回、住宅リフォームについては、震災対策として、木造住宅耐震診断及び耐震改修工事とのセットを前提として住宅リフォームの助成の上乗せを考えていきたいというふうに思っています。

○議長（池田久男君） 13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） 2回目の一般質問のとき、このときは3・11以降でございました。そのために耐震化とセットして、やはり住宅リフォームをされた場合、この助成制度も活用しながら、住民負担の軽減という形の中で私は質問してまいったわけでありませぬ。それはそれで大変結構であります。耐震診断をして、今現在の補助が90万円であります。それにプラス、また耐震化は別の、それに伴ってリフォームをしたときに、これは金額はわかりませんが、そのように補助がされるということではあります。この住宅リフォーム助成制度の特徴といたしましては、これはやはり地域経済の活性化、これが一番の主目的でございます。それは何かとえば、今、町内業者に限るということで補助が広がってきて、そして、地域経済が循環をしていく、こういう取り組みでございますので、そのような考えのもとでやられるのか、その点についてはどうなのか、



お聞かせいただきたいと思います。

○議長（池田久男君） 建設部長。

○建設部長（鈴木富雄君） 住宅リフォームは、非常に建築関係の幅広い業務、建築から、屋根の修繕から、壁の塗装からというようなことで、地域活性化につながるということは、蒲都市を調査した経過、それから、富山県朝日町の視察経過からいくと十分理解がされます。

特に今、この助成制度については、今後、見直しの中で策定をしていきますが、もちろん地域活性化というのが大きく、耐震とあわせてできるものなら一番いいわけですので、町内業者等の声も聞いて、そういう助成内容、使いやすさ等は検討をしていきたいというふうに思います。

○議長（池田久男君） 13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） それでは、お伺いするわけでありますけれども、この実施自治体の経済効果等は調査をされたということですのでけれども、それでは、この地元業者の活性化というのは調査研究されたのか。職種や業種など、いろいろさまざまあるけでございませう。そうした点でお聞きするわけでありませうけれども、いかがでしょうか。

この一つの例としては、ことしの6月議会にありました豊坂小学校の大規模改造工事、これが入札では最低制限価格で落札をされる。これは今までにないことであります。このように、今、非常に業者さんは仕事がない。少し損をしてでも、とにかく仕事を継続させることが大事だと、こういうことで続けているわけであります。

つい最近も、ある業者に聞き取り調査をいたしましたけれども、損をしてでも仕事をしていかなければならない今の建築、土木、いろいろな行種の中でそういう状況に陥っている。これを何とかしていくべきではなかろうかという声が非常に大きくなってきております。そうしたことの調査というのはされましたでしょうか。

○議長（池田久男君） 建設部長。

○建設部長（鈴木富雄君） 町内業者の経営状況ということで、実は、こういう一般質問があるということで商工会のほうにお尋ねをしました。商工会のほうで、実は町内建築関係の業者30社に対しまして景気の動向に関するアンケートを実施していただきました。その中には、仕事の量とか、売上がどうかといった回答でございませうが、全体30業者のうち、今回、町内の13社の建築関係業者から回答を得たという中でございませう。設問はそれぞれ景況感ということで、現在の景気の状況、それから、昨年と比べてどうかとか、来月、10・11月がどうかとか、年末に向けてどうかとかいうことで、期間をそれぞれ切っていたいただいた内容で、回答の区分としては、「悪い」、「変わらない」、「よい」という三つの簡単な問いでございませうが、そういう結果からの判断は現時点で持っています。

そういう回答からいきますと、5問のうち、一番多い回答は、4問が「悪い」と。ですから、期間でいけば、大半が悪いということで、1問が「変わらない」ということでございませうが、この1問の「変わらない」というのは、まだ12月で、若干見通しがつかないということで、年末は「変わらない」という回答でございませう。また、全問において、13社のうち10社程度、大半ですが、「悪い」、「変わらない」の回答の中におさまってい

るということですので、「よい」というのはわずかな状況だというふうに思います。

こういう結果から見れば、この結果がすべてではないと思いますが、回答者が全体のうちの半数以下ということもありますが、ただ、代表する町内業者の回答ではありますので、現時点での景気の動向というのは、「悪い」という判断がされるのではないかとこのように思います。

○議長（池田久男君） 13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） 商工会のアンケート調査からも地元業者の業績悪化ということが明らかになったということでもあります。こうした業者の業績が悪化した、それは町の財政にとっても痛手であります。町の税収を上げる取り組み、これは大企業の誘致のみならず、やはり支えているのは中小零細業者、それから、住民であります。そうしたところ、やはり地元の住民を大事にしていく町政こそが、これは皆さんに喜ばれることであって、望まれることでもあります。

また、この住宅リフォーム助成制度、これは、住宅の築年数を限定しない。先ほど部長が答弁されたのは、これは1981年5月以前着工の木造住宅についての耐震化、そして、耐震診断をあわせて、それを1.0にする改修工事でありますので限定をされるわけです。ところが、この住宅リフォーム助成制度は、住宅の築年数を限定しないというもので、住みやすくするために行うものであります。単独でも実施をする、そういうことがこの地域経済の活性化につながるのではなかろうかと思えます。

そこで、一つの事例でございますが、岩倉市の住宅リフォーム補助制度が実現したわけでありまして、ここでは6月から実施をし、県下で5番目の実施市であります。1,000万円の予算で500万円ずつ、年2回に向けて募集をし、予算額を超える場合は抽選となっておりますが、耐震改修や太陽光発電システム設置、バリアフリーなど、その他の補助事業などとの併用が可能となっております。このように、単独でも併用でも可能となる地域経済の活性化につながる補助制度にしていくことが大事ではなかろうかというふうに思うわけでありまして。

また、この住宅リフォーム制度を全国に広げる大きな力となったのは、これは岩手県の宮古市でございまして、その中で、この宮古市が行った内容別の補助金交付状況を見てみますと、住宅の長寿命化74.1%、CO<sub>2</sub>の削減が10.7%、水洗化、これが8.6%、災害対策、これは災害復興にも十分対応できるというものになっておりました。これが5.9%。そして、生活への支障改善が0.7%。このように交付率のさまざまな状況が出てきているわけでありまして。

秋田県なども2010年からは住宅リフォーム緊急支援事業として県挙げて取り組んでいるわけでありまして、これも暴風雨の住宅被害の復旧工事も制度の対象とするなど、やはりいろいろなものを限定しない、住宅の長寿命化、30年で取り壊して新築だよと、こういうことにならない、やはり自分が建てた住宅は自分が死ぬまで大事に使っていこうと、こういうように発想の転換がなされているところではないでしょうか。

外国と比べるわけではありませんけれども、海外では石づくりでありますので、長年、何世紀にもわたって使えるような住宅の改修がなされております。しかし、日本のよう

に高温多湿な木造住宅では、なかなかそういう状況にはならないというのはわかりますけれども、しかしながら、人生の中で何回も住宅を建てかえするという事は、これは困難であります。ましてや今の不況の時期に新築するというのはなかなか困難でありますけれども、しかしながら、リフォームすることによって、少しでも快適な住環境整備ができればという、そういう思いが今は強いのではなかろうかということでありますので、これは住み手側であります。そうした対策として住宅リフォーム助成制度、これは単独の制度で、ほかの介護、バリアフリー工事にも対応できる、そういうもの、とにかく使いやすく制度にしていくため、この取り組みについて、再度伺いたいと思います。

○議長（池田久男君） 建設部長。

○建設部長（鈴木富雄君） 住宅リフォーム助成は全国でいろいろな形で行われています。現に先ほども言いました。現行でも住宅助成に対して9ぐらいの助成が、バリアフリーからエコからもあります。当面は、そのすべてがやり切れて助成をすればいいというのが一番いいわけですが、やはりリフォームというのは、限られた人に、その年にちょうどタイミングが合うと助成していただけるというのがあると思います。例えば、築20年、15年のときにはリフォームを考えたい。そうしたときにたまたまそういう助成制度があって活用できるというようなこともあります。そういう点では、まず、町としては耐震化率、そういう大義名分、安全な家づくりを求める、そういう住宅リフォームをセットした導入がいいのではないかというふうに思っています。今後、そういう耐震化率の意識向上につながり、さらに、実績等が出てきた場合には幅広く活用するというのも十分だなというふうに思います。

いろいろな先進地を議員言われましたが、蒲郡では平成22年度の単年度で打ち切りという形にされました。これは、やはりもう現実に単独の予算だけで対応しますと財政事情が厳しいという中で、単年度でやめられた。それから、朝日町においては、住宅の耐震とセットで活用したり、リフォームの制度と活用したりということで、今年度、今実施をしてみえて、全体で25件のうち、4月、6月の間で10件も応募があったということでは、もうそういう点では活用をされているなというふうに思っています。こういう状況は今実施中ですので、そういう朝日町の結果をまたお聞きしたりして、まずは、幸田町は耐震化とセットでやっていきたい。その後、実績を踏まえて、さらに住民の方が使えるような対応をしていきたいというふうに考えています。

○議長（池田久男君） 13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） 部長が、リフォームは限られた人、タイミングが合った人が受けられる限定されるものとおっしゃいましたが、耐震化、これは、やはり人命を守る、こういう点で非常に重要なものであります。そして、その一つのきっかけづくりとしては、リフォーム助成制度をセットすることによって住民負担が軽くなるということでもいいわけですが、私が質問をしているのは、これは、そうした築年数に限定しないものであって、住宅の長寿命化であります。幸田町でも橋梁の長寿命化計画を出したでしょう。そのように、やはり建物でも30年もたったら、やはり新築するというのが結構あるのですよね。自分たちの住まいに適合しなくなったとして、では、リフォームはお金がかかるから、いつそのこと新築しようかと。お金のある人はそれで結構

ですよ。ですけれども、それができない人たちだってあるわけです。これは住み手ですね。住み手がそのようになるわけでありまして、例えば、10年ぐらいたったときに少し雨漏りがすると。屋根をちょっとやりたいけれども、なかなかお金の工面ができないなど。そういうときに住宅リフォーム助成制度があったら、これは屋根工事でも対象になる。

こういうふうには、それで町内業者で請け負ってもらえば業者の仕事もふえるという、こういう循環、サイクルになるわけでありまして、朝日町も既存住宅リフォーム助成事業と、こういうふうになっていますよ。ですから、これは耐震とセットではない。朝日町は耐震もありますよ。このように、一つの補助制度にすることによって、それを組み合わせ、いろいろな人たちが利用できるようにする。また、予算はどれだけでもかかるというものではありませんよ。

太陽光発電だってそうではないですか。例えば、1,000万円と限定したら、次の年度にまた1,000万円ということで、毎年そのように更新しているわけではないですか。住宅リフォーム助成制度も、例えば、年間500万円としたら、次の年度にはまた考えてくださいよ。前回できなかった人を優先的に対象にしますよとか、このようにやり方はいろいろあるわけです。もう少し知恵と工夫をもってやってくださいよ。

また同時に、地域経済の活性化は、これはぜひとも考えていかなければならない問題であります。そうした取り組みについて、再度伺います。

○議長（池田久男君） 建設部長。

○建設部長（鈴木富雄君） 住宅リフォームの助成ですが、現実として、全国で広がっているとはいうものの、まだまだ愛知県下では四つ。そういう中で幸田町がまずは導入しようという判断をしているわけでございます。今後、そういう実績の中で、屋根の補修とかいろいろあると思うのですが、それについては、やはり実績を顧みて、効果を見て、また、住民の声、要望を聞きながら対応していきたいというふうに思います。

特に、現在、町内建設業者からの聞き取りの中では、そういう補助をしてほしいとかいうことは今のところ聞いていません。蒲郡はそういう建設団体の6団体から要望が出てやってみえるという状況ですので、幸田町とは若干違うのではないかと。今後、建設業者ともいろいろ情報交換をして、住民のニーズに合うように対応できればというふうに思います。

それから、地域経済の活性化ということでは、これは、どこの自治体も地元業者にとってはリフォームが、例えば、蒲郡の場合は10%ですので10倍の工事費、朝日町は20%の補助ですので5倍の工事費ということで、非常に中小零細業者にとっては大きな効果はあるというふうに判断をしています。ただ、経済効果が建築関係者にすべて、この住宅リフォームの助成で賄えるというふうには思いませんが、今後、そういう点では微力ながら効果はあるというふうに思いますので、導入は最大限努力するということです。

以上です。

○議長（池田久男君） 13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） 最大限努力するという中で、耐震化とセットするということでありませけれども、これは、このセットする内容では、地元業者という限定をつけること

によって効果が上がるということでありまして、そのようにされるおつもりがあるか、再度伺いたいと思います。

次に、3番目の質問に入りたいと思います。ハート・プラスマークの設置についてであります。

心臓、腎臓などの内部機能の障害を持つ内部障害者の方たちは、外見的には障害者であることがわかりにくいために、日常生活をする上でさまざまな誤解を受けることがあります。そのような身体内部に障害を持つ人への理解を進めるために、ハート・プラスマークの普及への取り組みが、今、広く進められております。

ハート・プラスマークは、特定非営利活動法人ハート・プラスの会が取り組んでいるもので、内閣府のホームページで、障害者に関するマーク、これにも掲載をされているものであります。町として、このような内部障害者に関する、また同時に、障害者に関するマークの普及などについて、住民に知らせていく取り組みを進める考えがあるか。また、それぞれシンボルマークについても、ぜひ取り組みを進めていただきたいというふうに思うわけでありまして、これが内閣府のホームページに載っているマークでありまして、ハート・プラスマークはこのようなマークでございます。御存じだというふうに思いますけれども、いろいろなマークがございますので、ぜひ、こうしたマークを住民に広く普及していただきたいというふうに思うわけでありまして、それについてお聞きしたいと思います。

○議長（池田久男君） 建設部長。

○建設部長（鈴木富雄君） 実は、耐震改修工事、35件、平成15年度から行っていますが、町内業者がそのうち16件、町外業者が19件ということで、実は町外の方のほうが多いという実績であります。しかしながら、地域活性化につながるという点も踏まえれば、なるべく地元業者優先というような形が妥当というふうに考えます。今後、そういう建築関係の業者の方とも意見交換をして決めていきたいと思っております。

○議長（池田久男君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（伊藤光幸君） ハート・プラスマークにつきましては、まだまだ一般には知られていない状況だと考えております。まず、内部障害を持った御本人がマークの必要性、これを認識していただくこと、また、車いすマークのように、広く市民の方にマークを知っていただくことがまずは大切かと考えております。そのため、ハート・プラスマークの紹介、また、普及啓発を広報及びホームページ等によって行っていきたいと考えております。

他のマークもいろいろあるわけでございますが、これにつきましても、同じように普及啓発を行っていきたくて考えております。

○議長（池田久男君） 13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） 内閣府のホームページにリンクをするとこういうのが出てきますので、そのような方法も一つはあるかというふうに思いますが、まだまだパソコン等で開けない人もいらっしゃるわけでありまして、そうした取り組みもほかの機会を設けながら、ぜひ普及啓発をしていただきたいというふうに思います。

身体障害者の4人に1人は、外見から障害がわからない内部障害者だそうでございます。

す。町内では何人ぐらいの方がいらっしゃいますか。人数把握についてお聞きしたいと思います。

それから、この普及啓発は結構であります。

それと同時に、この内部障害者の方にハート・プラスマークのカード、これを配布する考えについて伺いたいというふうに思います。また、県下の実態の取り組み状況、これについてもあわせてお聞きします。

○議長（池田久男君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（伊藤光幸君） 町内におけます内部障害者の状況でございます。これにつきましては、23年の3月末現在の数値でございますが、内部障害、身体障害者手帳の取得者でございます。多いのは心臓疾患、腎臓、これが多いわけでございますが、合計いたしまして307名の方が手帳を受けてみえる状況でございます。

また、ハート・プラスマークカードを配布する考えはということでございますが、現時点ではそのような考えは持っておりません。

県下の自治体の取り組み状況につきましては、これにつきましては、公共施設等のハート・プラスマークの設置状況で申し上げますと、市役所の駐車場等の設置でございますが、名古屋市、尾張旭市、小牧市、蒲郡市、扶桑町で駐車場の表示があるということで、また、市民病院とか、その他の施設に設置しております市が、一宮市、北名古屋市、半田市、春日井市、以上を把握しております。

○議長（池田久男君） 13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） ハート・プラスマークのカードでございますけれども、まだなかなか普及は難しいようございますが、しかしながら、今、非常に取り組みが進んでおります。そういう中で、愛知県も人に優しい配慮として耳マークやハート・プラスマークを、こういうものを取り上げながら実施をしているところであります。そういうふうに、国、県を挙げて今やっている状況でありますので、ぜひともこのような目に見えない内部障害者の方たちの対応もしていただきたいというふうに思います。

そこで、公共駐車場や多機能トイレ、こうしたところも幸田町でも人からいろいろなことを言われなくて堂々ととめられるように。利用しやすいようにしていくためにも、このハート・プラスマークを設置する、その考えについて伺いたいというふうに思います。

それから、とめる場合、これはやはり、そういうようなマークが必要でございます。これは、ハート・プラスマークを配布したり、あるいは提示するカードを、例えば、キーホルダーのような方で携帯できるようなものにもなっておりますので、希望者にはそういうものを配布できる取り組み、これも必要かというふうに思いますので……。

○議長（池田久男君） 残り1分です。

○13番（丸山千代子君） 提示しなければわかりません。ですから、そうした取り組みも進めていくべきではなからうかと思っておりますので、あわせて答弁をいただきたいと思っております。

○議長（池田久男君） 総務部長。

○総務部長（杉浦 護君） 公共施設の駐車場等へのこういったハート・プラスマークの設置をというお話でございますけれども、先ほど健康福祉部長から答弁がありましたよう

に、県内では名古屋市、尾張旭市、また、小牧市、蒲郡市、扶桑町と、こういったようなところが市役所等にそういったマークを表示されておられる。駐車場にプリントアウトするとか、看板をつけるとかというような形で設けておられるということでございます。

蒲郡市のものを参考に見ますと、やはり車いすマークと、それから、これは妊婦さんの関係といったマーク、それと今回の、今、御指摘のハート・プラスマーク、こういったものが駐車場の枠の中にそういったマークをプリントされておられるということでございますけれども、駐車場ですと、そういったマークやいろいろな種類のものがありますと、やはり逆に混乱されるというような部分もあろうかと思えます。この辺については、表示の内容、それから、先ほど議員からも御指摘ございましたように、同じ障害者の方でも車いすのマーク、それとクローバーといったマークもありまして、どれを載せるかということにもまた意を配する必要があるのではないかなということも思えます。こういった部分については、今後の若干検討課題とさせていただきたいというふうに思っていますので、よろしくお願いたしたいと思えます。

○議長（池田久男君） 13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） 町民会館の駐車場は身体障害者の方たちのマークが設置してありますが、あのところに、やはり複数の障害者の方たちのマークをつけることによって内部障害者も利用ができる。このような取り組みもできるかというふうに思っていますので、先進地の事例を参考にしながらやるべきではなからうかと思えます。その点について伺います。

○議長（池田久男君） 総務部長。

○総務部長（杉浦 護君） 今御指摘のように、駐車場の地面にプリントするということは、やはりなかなかということも、混乱ということもあろうかと。見にくいという部分もありますでしょうし。ですから、先ほど申し上げましたように、やはり看板だとか、ほかの手法ということもあろうかと思えます。そういった部分については、障害者の方々のマークというのがいろいろと種類がございますので、そういったものをどういうふうに取り捨選択をして計上していく必要があるのかということも判断しなければならないことかということも思っていますので、よくこの辺については整理した上で判断をしてまいりたいというふうに考えます。

よろしくお願いたします。

○議長（池田久男君） 13番、丸山千代子君の質問は終わりました。

ここで、途中ではありますが、昼食のため、休憩いたします。

午後は1時より、会議を開きます。

休憩 午前11時55分

---

再開 午後1時00分

○議長（池田久男君） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

次に、1番、中根秋男君の質問を許します。

1番、中根秋男君。

○1番（中根秋男君） 議長のお許しを得ましたので、通告順に従いまして質問をいたします。

大雨（ゲリラ豪雨）による幸田町の対策について、お伺いします。

近年、特に観測史上の記録を更新する記録的な大雨が数多く発生し、大きな被害を引き起こしています。御存じのように、昨年7月にタイの洪水による被害、そして、名古屋では9月20日に100万人に避難勧告が出され、庄内川があふれる被害、岡崎では乙川がはんらんしております。

ことし7月12日には熊本、大分で時間108ミリメートルの豪雨で17人死亡、9人不明となり大きな被害を受けるなど、つい最近の8月14日には京都府宇治市で豪雨による災害が発生しています。いつ、どこで豪雨が発生してもおかしくない状況にあります。

本町におきましても、平成20年8月豪雨による甚大な被害が発生しました。そこで、その後の対策について質問をいたします。

初めに、対策本部の人的体制について伺います。

何人体制で設置されているのか、また、平成20年8月と変わったか、お聞かせください。

○議長（池田久男君） 総務部長。

○総務部長（杉浦 護君） まず、災害対策本部の体制についてとの御質問でございますが、災害対策本部につきましては、20名以内ということで、本部員、町長、副町長、また教育長、部長級の職員ということで9名、事務局といたしましては防災安全課長、総務課長、企画政策課長、防災安全課職員ということで、5名の者が本部としての体制として、今、活動させていただいているということでございます。

それから、20年8月以降からの変更点ということでございますが、これは組織の異動等の関係というようなこともございまして、事務局に総務課長、それから、企画政策課長、これは情報収集の関係でございますが、こういった関係で追加をさせていただいているということでございます。

22年の5月27日から、市町村ごとに警報等の発表等の体制が若干変わってまいりまして、そういった関係もございまして、体制の強化を図るというようなこともございまして、以前は警報が出ますと、一部の職員にまず招集をかけまして、その後、状況を見て本部員全体というようなことにも対応していたわけでございますが、このときからは本部員全員に警報等が出ましたら招集をかけさせていただいて、速やかに今の関係、部長以上の本部員がすべて登庁いたしまして、本部として機能させるというような体制強化を図ったところでございます。

以上でございます。

○議長（池田久男君） 1番、中根君。

○1番（中根秋男君） わかりました。

それでは、幸田町の地域防災計画の中で、風水害編の対策編の中で、幸田町対策本部の組織、これが載っているわけですがけれども、この中に消防長という名前が記載されておりませんが、この点については、入るわけですか、入らないわけですか、そこら辺はいかがでしょうか。



○議長（池田久男君） 総務部長。

○総務部長（杉浦 護君） こちらにつきましては、大変申しわけございません。消防長は、先ほど申し上げましたように、部長以上という職責でございます。当然のことながら、この本部の体制には所属するということでございます。防災計画のほうの今、御指摘の部分については欠落していたということございまして、おわびを申し上げまして、速やかにまた訂正のほうもさせていただきたいというふうに考えております。

○議長（池田久男君） 1番、中根君。

○1番（中根秋男君） それでは、訂正をしていただけるということで判断します。

そこで、次に、平成20年8月豪雨では、夜中の0時6分、大雨洪水警報発令と同時に災害対策本部も設置されています。そのときの雨量は0時から1時までが34.5ミリメートルで、1時から2時までが116ミリメートルと、尋常でない豪雨となりました。そんな中、2時8分に役場全職員の招集がされていますが、予定どおり集まりましたか。

それと、J Rの立体交差が冠水したり、ほかの道路が冠水して危険なところもあり時間もかかったと思いますので、そうしたときに登庁する場合のマニュアル化はされているのか、登庁できない場合はどうするのか、お聞きします。

○議長（池田久男君） 総務部長。

○総務部長（杉浦 護君） 8月豪雨のときには大変な雨で、職員に対しましても全員招集をかけたわけですが、その後、職員に対しましてアンケートを実施させていただきました。その結果でございますが、役場本庁舎の職員が211名でございますが、この当時、8月29日の朝5時でいきますと、211名中の176名が登庁いたしました。率にいたしますと83.4%になろうかと思えます。

それから、8時になりますと、同じく211名中の204名ということで、96.6%ということでございます。連絡を受けましてから30分以内に5割、また、1時間以内に7割の職員が登庁をしたということでございますが、御指摘のとおり、登庁時に道路冠水などによりまして迂回を余儀なくされた、また、それから自家用車等が破損をしたとかいうような職員もおりまして、出動がうまくできなかったという職員のほうもいたのも事実でございます。

マニュアル化の関係でございますけれども、平成22年度にポケット版の職員災害時の初動マニュアルといったようなものを作成させていただきまして、風水害のときの登庁における注意事項ですとか、先ほどの8月豪雨の冠水場所、こういったようなものも示しながら、そういったものを作成させていただいたということでございます。

また、登庁できない場合はどうするかということでございますが、やはり職員も、まずは人命第一でございます。自分自身の安全を確保するというので、その状況を見て判断をしていただくということが重要であろうというふうに考えております。全員招集の連絡を受けた際には、やはり自宅のほうで災害を受けている場合も当然あるわけでございます。所属長のほうへそういった状況というものを電話なりでまた報告をして、その旨を伝えてもらう。また、被害状況、通行時におきます道路等の危険箇所、そういったものをあわせながら報告もしてもらうような形をとっております。

以上でございます。

○議長（池田久男君） 1番、中根君。

○1番（中根秋男君） わかりました。とにかく安全が第一ですので、よろしく願いしたいと思います。

それで、20年のときの豪雨を知らない職員が多分みえると思います。そういうマニュアルをしっかりと教えていただいて、とにかく安全第一でこれからやっていただきたいというぐあいに思います。

次に、広田川改修事業についてお伺いをします。

この事業は、床上浸水対策工事ということで2,800メートル、河川改修を平成21年度から5カ年計画で進められているところですが、進捗状況について、また、予想雨量はどれだけに設計されているのか、お聞かせください。

○議長（池田久男君） 建設部長。

○建設部長（鈴木富雄君） 広田川の河川改修につきましては、平成20年8月末豪雨で堤防が破堤して4年過ぎてございます。昨年7月と9月で時間70ミリメートルを超えるということで降雨がありました。当然、今思うと河川改修は急務とされている状況でございます。

それでは、河川改修状況ですが、議員言われましたように、21年度から25年度の5カ年で床上浸水対策特別緊急事業が2,800メートル、それと広域河川事業というのがございまして、これが600メートル、合計3,400メートルがこの5カ年のうちで整備されるという状況でございます。区間については、西尾市の下西羽角地内から本町の柳川の合流点までということでございます。

進捗状況は、平成23年度末で床上浸水対策特別緊急事業の整備済みが1,300メートル、進捗率46%、それから、広域河川事業は整備済み延長が100メートル、進捗率8%ということで、全体としましての整備済み延長が1,400メートル、進捗率40%ということでございます。平成24年度から幸田町の護岸工事にも着手している状況でございます。ただ、あと2年間で柳川合流点までというとなかなか心配されますが、実は8月22日ですが、県議会の建設委員会が西三河建設事務所管内の現地調査会を行いまして、ここで幸田町としては広田川の改修を強く要望しました。その回答の中では、柳川合流点までを平成25年度までに着実に進めるという回答をされました。こういう点で、本町は今後も要望を強くしながら、何とか25年度までに完了するようにしていきたいというふうに思っています。

また、時間あたりの計画雨量でございますが、これは河川整備計画において、降雨確率は10年に1回の確率でございますが、時間雨量39ミリメートルでの設計になっていません。

○議長（池田久男君） 1番、中根君。

○1番（中根秋男君） 進捗率がどうもたくさんではないような気がするのですけれども、とにかく早くやっていただきたいというぐあいに思います。

それと、今言われました予想雨量ですね、これが39ミリメートルですか。これは、今の状態ですと100ミリメートルを超えるような豪雨ですので、50ミリメートル、60ミリメートルの設定はどうだったのか、そこら辺のことをお聞かせください。

○議長（池田久男君） 建設部長。

○建設部長（鈴木富雄君） この計画が当然平成21年度からの計画でございまして、最近、ゲリラ豪雨も、もちろん先ほども言いましたように、幸田町70ミリメートル、非常に多い状況でございます。河川改修は、まずはこういう10年1の39ミリメートルとかいう状況で設計をし、今後、まずはそういう全線を整備する。河川というのは、一部の局部改修では効果があらわれないという点で、下流域から上流域までを整備して、今後さらに流下能力を深めるということであれば、掘り下げをしたりして時間対応をするというのが現在の河川整備計画の進め方でございます。何しろ河川は多額な事業費を要すということで、まずは全線を整備して、少しでも流下能力を高めるという施策を持つというのが、今の県事業の進め方でございます。

○議長（池田久男君） 1番、中根君。

○1番（中根秋男君） わかりました。とにかく、これが想定外と、今、盛んにいろいろなところで言われるわけですが、そういったことのないように、十分踏まえて工事にかかっていたきたいと思います。

続きまして、改修工事によって流れはとにかくよくなると思うのですが、上流で未改修地については、財政状況が大変厳しい中、継続して対策工事はされていくのか、お聞きいたします。

○議長（池田久男君） 建設部長。

○建設部長（鈴木富雄君） 広田川総合治水計画ということで、全流域での河川整備計画がございまして、幸田町の場合は舟山川の合流点までが一応改修計画の終点ということになってございます。ですから、柳川合流点から舟山川までの合流点はまだ未改修事業区間ということで、約4,000メートルございます。そういう点では、先ほどの愛知県の財政状況が厳しいという状況で、事業は長期化が予想されるということでございます。今後、現在の進めている床上浸水対策事業とか広域河川事業が済んだ後に随時進めていきたいというふうに思います。特に、先ほども申しましたが、河川は流域全体が整備されてこそ効果を発揮するというふうに考えています。引き続き、矢作古川水系同盟会というのがございまして、岡崎市と西尾市と幸田町、2市1町で国、県へ強く要望して、事業費の増額を獲得するという行動をしたいというふうに思っています。

○議長（池田久男君） 1番、中根君。

○1番（中根秋男君） 計画的にはあと何年ぐらいかかってそこまで上がってくるか、その点について伺います。

○議長（池田久男君） 建設部長。

○建設部長（鈴木富雄君） 約4,000メートルということで、まだ未着手、事業計画も定まっていないということですので、現時点でのあと何年という答弁はできませんので、よろしく申し上げます。

○議長（池田久男君） 1番、中根君。

○1番（中根秋男君） わかりました。

次に、低地対策について伺います。

近年は都市化により、土地の雨水貯留・浸透量が低下し、短期間に多量の雨が河川に

流出しやすくなっています。その結果、都市型水害が発生しています。平成12年9月の東海豪雨、平成20年の8月末豪雨、床上・床下浸水被害が発生しました。大雨による浸水被害から町を守るためには雨水を速やかに排水するとともに、地下へ貯留・浸透させることが必要であると考えます。

そこで、京都の向日市のことですが、浸水対策のことで、昔から浸水被害で悩まされたということで、市が市民の安心と安全のために、雨に負けないまちづくりということで、雨水が流入して増水した川があふれる前に、分水路から水を取り込んで貯留するために、8.8キロメートル、貯留量20万立方メートルの雨水貯留トンネル、通称いろは呑龍トンネルをつくって浸水被害が減ったそうです。本町でも雨水貯留トンネルとか地下貯留・浸透施設をつくれれば効果が期待できると思われませんが、本町では計画があるのか、また、具体的にはどんな対策をされてきたのか、お聞かせください。

○議長（池田久男君） 建設部長。

○建設部長（鈴木富雄君） 実は広田川の事業が床上浸水対策事業ということで、これも浸水に関しての事業でございます。先ほど5カ年計画に緊急的に実施すべき河川整備の基本方針ということで、その中の1項として流域対策としてあります。既存のため池や公園等を活用した流域での貯留施設の整備やソフト対策として引き続き実施するという項目がございまして、具体的には、やはり河川流域全体で貯留を高めようということでございます。

まず、全市町ではため池の保全計画を今つくって実施しています。それから、岡崎市では広田川流域の五つの小学校グラウンドに地下貯留施設を設置する計画で、現在、3カ所が実施済みでございます。また、11カ所の農業用のため池を改修しまして、約26万トンの貯留機能を持つというような改修をしています。西尾市は、流域が市街化調整区域ということで、水田は保全の役目をするということで、なるべく水田を保つということと、調整区域で5ヘクタール以上の開発があった場合は、調整池の設置を義務づけるという政策をしています。

幸田町については、大池などため池の防災整備を5カ所行いました。それから、それによって洪水調節量は19万トンが今、確保されています。また、雨水貯留・浸透施設を今、99件設置しまして、さらに相見区画の公園の中、中央小学校の体育館に貯留施設を設置してきました。議員言われますように、トンネルとか、そういうものは莫大な事業費がかかるということで、現実に幸田町でつくるという品物ではございません。現在、東京とか、そういう都会で、国土交通省等が直轄でやるような施設でございますので、本町の場合、流域全体で、そういう、なるべく一遍に流さないという、そういう約束の中で治水対策を行っているという状況でございます。

○議長（池田久男君） 1番、中根君。

○1番（中根秋男君） ということは、建設する計画は今のところないということですね。ですけれども、こうしたこともこれからはいろいろなところで何が起こるかわかりませんので、貯留施設、それからトンネル等、また検討願って進めていただきたいと思います。というぐあいに思います。とにかく町民が安心して生活できるようにお願いをいたします。次に、関連して、低地に各企業さんも多くあります。それで多大な迷惑をかけている

と思いますので、また浸水するようであれば本町から撤退されてしまいかねませんから、そうした地区の対策はされているのか、お聞かせください。

○議長（池田久男君） 建設部長。

○建設部長（鈴木富雄君） 先ほどの貯留施設については、先ほども申しましたように、広田川は総合治水計画という中で、2市1町でなるべくそういう貯留を含めて取り組みということですので、トンネルとか、そういう貯留施設については、実施は今のところ考えてございません。

なお、低地対策につきましては、8月豪雨では広田川の左岸堤を乗り越えて駅西の工業団地に被害をもたらしました。その後、対策としては左岸堤防が右岸堤防より若干低いという状況がわかりまして、その堤防のかさ上げと堤防全面の舗装を実施して施工しました。その後、企業へは、こういう災害対策本部からの情報を速やかに連絡とれように、相手方の担当者の方も確認し、情報を密にするというような状況で今、対応をしています。

○議長（池田久男君） 1番、中根君。

○1番（中根秋男君） 避難のほうの徹底はされるわけですがけれども、ことし、企業立地課ができたものですから、とにかく企業が逃げていかないように、安心して企業が仕事ができるように、町としても対策をとっていただきたいというぐあいに思います。

次に、避難方法のマニュアルについて伺います。

特に、内池地区のことですが、平成20年8月豪雨のときは岩堀公民館へ1時間かかって避難されたと聞いております。その後の対策として、避難所、避難方法としてのマニュアルを作成されて地区に配布はされているのか、お聞きをいたします。

○議長（池田久男君） 総務部長。

○総務部長（杉浦 護君） 避難所、避難方法のマニュアルの関係でございますが、避難勧告等の判断伝達マニュアルにつきましては、平成20年の9月に作成をさせていただいております。この中におきまして、内池地区につきましては、錦田ガードが避難経路として危険が及んでいるといったような場合につきましては、豊坂学区の施設のほうに避難をいただくというようなこと、また、川の水位によってまた判断をしていただきたいというような旨の記述をさせていただいているわけでございます。

それから、避難所運営マニュアルの関係につきましては、平成24年6月に作成をさせていただいておりますが、これは主に地震災害を想定いたしたものでございまして、避難方法に対するマニュアルとはなっていないような状況がございます。特に今回、今、議員御指摘のゲリラ豪雨といったことになると、画一的な予想というのが非常に難しい部分がございます。地域によってそれぞれの地形ですとか、そういったことによって避難経路というものも速やかなその状況判断が求められるということございまして、大まかな基本的な関係につきましては、今後配布をさせていただく予定もいたしておりますが、幸田町の地域防災計画の概要版、こういったようなものに若干そういったものは載せていきたいというふうに思っておりますが、今申し上げましたように、この地形、また、そういった周囲の状況というものによって、雨量、こういったことが影響する場合がございます。危険な部分の状況の判断というものが非常に難しい

ということでございます。こういったこともありまして、私どもとしては、やはり降雨の状況ですとか、こういった早目の避難情報を各地域のほうに流させていただいたような状況で考えているところでございます。よろしくお願いいたします。

○議長（池田久男君） 1番、中根君。

○1番（中根秋男君） そうですね。早く、早く、とにかく安全に避難させてあげていただきたいというぐあいに思います。とにかく今言いましたように、安全で安心して暮らせるような町にさせていただくようお願いをいたします。

次に、土地区画整理事業地の治水について伺います。

本町では里地区で11.6ヘクタール、六栗地区10.1ヘクタール、岩堀地区6.3ヘクタールは市街化とされ、平成23年から平成30年までに整理事業が行われることになっています。そうしますと、今まで田畑で保水されてきましたが、保水力が下がり、新たに浸水するところができるのではないのか心配ですから、対策は何をされているのか、お考えをお聞かせください。

○議長（池田久男君） 建設部長。

○建設部長（鈴木富雄君） 現在、土地区画整理事業、広田川流域において岩堀、六栗が行われて、その2カ所は、今、土砂搬入中でございます。それから、深溝の里地区については、今、組合の設立認可の協議中ということで、すべてが新市街地での土地区画整理事業ということで、当然、治水に対して心配が出るというふうに思います。

それで、土地区画整理事業の治水についてですが、まずは区画整理事業前と区画整理後の流出量はまず変えないというような、区画整理内において調整池を設置するという基準になってございます。特に、下流河川の負担を軽減させて、悪影響を与えないというのが前提でございます。

そういう中で、特に新規に市街化区域に編入して土地区画整理をする場合、開発後の流出量を開発前の流出量まで調整するということと、調整池の下流の現状河川、下流5キロメートルまでですから、幸田町は大半が入るのですが、その河川の狭い部分、これはネック点と申しますが、その流下能力相当まで調整をするということになっていますので、通常よりは厳しい基準でそういう調整池の設置が許可の条件とされています。

○議長（池田久男君） 1番、中根君。

○1番（中根秋男君） いろいろと難しい問題があると思うのですがけれども、調整池は時間あたりの予想雨量はどれだけに設定されているのか。それと、新しく整理事業をやる場所ですけれども、道路については浸透舗装を計画されているのか、お聞きします。

○議長（池田久男君） 建設部長。

○建設部長（鈴木富雄君） まず、設計への確率降雨強度ですが、いろいろなパターンがあります。30年に1回の降雨では時間あたり124ミリメートルです。10年に1回の場合は107.5ミリメートル、3年に1回降る量では82ミリメートルということで、その想定数量、先ほど広田川の時間雨量を言いましたが、そういう点では非常に時間雨量が多い状況での容量を定めています。

それから、浸透舗装ですが、現在、やはり幸田町もそういう流域を助けるという点で、公園とか駐車場で浸透の透水性舗装、そういうのをやってございます。ただ、区画整理

においては組合施行でございますので、そういう事業を進める中で、なるべく道路とか公園についても、そういう透水性、浸水性、貯留性を保つ構造にできるように、資金計画の中で対応できるよう指導をしていきたいというふうに思います。

○議長（池田久男君） 1番、中根君。

○1番（中根秋男君） わかりました。とにかく予想雨量を越すような、先ほども申し上げましたけれども、想定外ということにならないように注意をしていただきたいということ、浸透舗装については、徐々に広げていっていただいて、災害に強いまちづくりのモデルになるようにこれからやっていただきたいというふうをお願いを申し上げます。続きまして、遊水地に関して伺いをします。

平成20年12月22日付の広報に、これに書いてありますけれども、遊水地のことで書かれていますと。「広田川流域の抜本的な治水安全度向上には、菱池遊水地の整備が不可欠であるため、平成21年度に実施計画を策定し、地元の意向なども十分踏まえ、速やかに用地取得や工事に着手する」とあります。そこで、区域は23ヘクタールとありますが、変更はありますか。大きくするのか、小さくするのか、お考えをお聞かせください。

○議長（池田久男君） 建設部長。

○建設部長（鈴木富雄君） 菱池遊水地でございますが、これも広田川の先ほどの5カ年計画の中の一つとして河川整備の基本方針の中に記載をされています。委員言われますように、菱池遊水地の整備は不可欠であるということで記載がされています。

そこで、区域についてであります。面積については、当初から約23ヘクタールで、今後も変更ございません。ただし、現在、区域界については、今年度実施している河川の水位調査、そういう結果を踏まえて、地元の方と協議をして、今年度中に区域界を定めていきたいというふうに思っています。

○議長（池田久男君） 1番、中根君。

○1番（中根秋男君） わかりました。

次に、用地取得について伺いをします。用地は取得する方向で進んでいると思いますが、ことしの7月4日に新潟県見附市の刈谷田川の遊水地事業を産業建設委員会で視察に行きました。建設部長も同行されましたのでよくわかってみえると思いますが、見附市の場合は地役権方式をとってみえました。

そこで、本町の場合は、用地取得方法はどのように考えてみえるか、お聞きします。

○議長（池田久男君） 建設部長。

○建設部長（鈴木富雄君） 見附市へは私も産業建設委員会の視察に同行させていただきました。大変参考になりました。まず、見附市と本町の違いということでございますが、もちろん新潟県の見附市ということで、あちらは穀倉地帯ということで、その中の遊水地でございますので、稲作を非常に生活基盤にしてみえるということで、要は、穀倉地帯での地権者の方は、その生活を実感として稲作が主ですよということですので、当初から買収という意見は出なかったし、買収するというのも非常に困難であったため、地役権方式を採用されたというふうに思っております。

それで、本町の場合は、決壊後、地元の役員を中心に勉強会を数重ねてきましたが、地権者の希望は、買収方式の希望で現在まとまっているという状況を確認しました。で

すから、今後、地元意向を尊重して、愛知県に対して買収方式での事業推進をしていきたいというふうに思っています。

○議長（池田久男君） 1番、中根君。

○1番（中根秋男君） そうですか。買収方式ということですがけれども、地役権方式と買収方式の比較があったら教えていただきたいと思っておりますけれども。

○議長（池田久男君） 答弁願います。

建設部長。

○建設部長（鈴木富雄君） 地役権と買収方式の比較ですが、買収方式は、事業費が格別高いということです。あと買収した場合は、土地利用がグラウンドとか公園、ビオトープ等の利用ができるということで、管理者としては、供用後の維持管理がそういう施設管理者にゆだねられるということで、軽減をされるということでございます。

それから、地役権方式については、農地等の継続がそのままできるということでございます。それと、今申し上げましたが、維持管理等がかからないということと建設事業費、例えば、買収事業費に比べて、他の例ですと、その30%の地役権で大体事業を進めて見えるというような状況でございます。

こういうふうに比較はできますけれども、やはり遊水池をつくる各地域の実情を把握して決めるべきだなというふうに思っています。特に本町の場合、地質というのが、ある程度掘った場合に底なしになると。今後、農地が復元できないというような地質状況にもありますので、そういう点を踏まえて、買収を方式に決定するという考えでございます。

○議長（池田久男君） 1番、中根君。

○1番（中根秋男君） それこそ買収方式ということですがけれども、とにかく地元の意向をしっかりと聞いていただいて、よりよい方向で進んでいただきたいというぐあいに希望します。

次に、事業費についてお伺いします。

予定事業費が47億円となっておりますが、社会資本整備交付金についてはどうなっているのか、お聞きします。

○議長（池田久男君） 建設部長。

○建設部長（鈴木富雄君） 予定事業費47億円でございますが、まずこれは当初段階のものでございます。今後は基本となる区域界がまだ確定をされていない。それから、先ほど言いました用地の取得の方法。例えば、買収をするなら二十数億円かかるというようなことでございますので、現時点では今後の精査によって大幅な変更が想定されます。今後、詳細設計の中で、その内容については確認がされるという状況でございます。

なお、社会資本整備総合交付金の実績でございますが、平成21年度から実は菱池遊水地、この交付金で事業をしています。現在、基本設計とか遊水地の模型実験、それから、用排水のポンプ設計などが行われています。実績額が7,200万円でございます。今後も全体事業費が行われれば、この社会資本整備総合交付金で進めるわけですが、何しろ愛知県の場合、これが一括交付金になってございますので、その要望額をなるべく広田川に、菱池遊水地に配分していただくよう強く国に働きかけていきたいというふうに思っ



ています。

○議長（池田久男君） 1番、中根君。

○1番（中根秋男君） わかりました。とにかくたくさんのお金を使うわけですので、よりよいお金の使い方をしていただきたいというぐあいに思います。

次に、着手についてお伺いをいたします。

工程計画案では、平成25年度着手となっています。そして、平成21年度は菱池遊水地基本設計及び測量、平成22年度には遊水地模型実験、平成23年度に遊水地詳細設計と計画案が出ています。先月8月10日の産業建設委員会での土木事業要望書には、平成24年度は施設設計などを実施する予定となっています。この計画は確実に前に進んで、平成25年度には着手すると理解してよろしいのですか。お考えをお聞かせください。

○議長（池田久男君） 建設部長。

○建設部長（鈴木富雄君） 平成25年度に着手するというので、来年ということになります。実は、今、委員言われましたように、21年からの調査設計業務がまだ行われていません。先ほど言いました区域界もことし決めるということで、現実的には来年度が詳細設計という形でございますので、今のところ、平成25年度着手ということについては、この内容は、用地とか工事に着手するというイメージで基本方針の中に書かれていたが、現実には1年ないし2年おくれるという判断をしていただきたいというふうに思います。

○議長（池田久男君） 理事者に申し上げます。答弁は簡単明瞭をお願いいたします。

1番、中根君。

○1番（中根秋男君） 今、一、二年おくれるようなことを言われているわけですがけれども、とにかく地元の人は早くつくってくれとか、つくらなくてもいいとか、いろいろな意見があるわけですがけれども、計画的に前に、前に進んでいっていただきたいというぐあいに思います。

次に、道路の野場横落線についてお伺いします。

道路は住民の生活、経済の基本的な社会基盤であり、道路網の整備ということは、地域間の連携、文化交流にも必要不可欠でございます。都市計画道路野場横落線が芦谷高力線のところでとまっていますので、遊水地と計画をあわせて建設される予定か。それとJ Rの上を今度橋で通すのか、平面の踏切にするのか、難しい問題もありますが、お考えをお聞かせください。

○議長（池田久男君） 建設部長。

○建設部長（鈴木富雄君） 野場横落線につきましては、全長2,640メートルの幅員12メートルの都市計画道路でございます。現在、市街化区域の中で1,250メートルが整備済みでございます。ですから、あと1,390メートルが今後の未整備区間ということで、現在、事業化になっていきますのが、野場の方面、広田川から野場の間ですが、特に菱池遊水地地内で約1,000メートルが事業化になっています。これについては、現在、単独で社会资本整備総合交付金によって野場側のほうから事業を進め、今後、遊水地が具体的になれば詳細設計等を整合させながら工事を進めていくという状況でございます。

なお、次にJ R東海道線との交差部分でございますが、野場横落線の最大の難関とな

る事業区域でございます。約390メートル、これは相手区間が非常にあり、今、町の要望は平面交差、JRは立体交差ということで、交渉の中では平行線の状況で、今後、事業展開を進める中で具体的に詰めていくということですが、大きな課題になるというふうでございます。

○議長（池田久男君） 1番、中根君。

○1番（中根秋男君） 今言われましたように、JRのところですが、一番難しい問題だと思います。これも、個人的に言いますと、上を通ったほうが本当にいいと思うのですが、かなりの距離が要するというようなこともございますので、どちらがいいかわかりませんが、JRとしっかりと交渉をしていただいて進めていただきたいというぐあいに思います。

最後に、町長の施政方針にもありますように、町民の安全を第一に、安心な暮らしを守ることに重点を置くと書かれています。そのためにも災害に強いまちづくりをするにあたって、町長のお考えをお聞きして、質問を終わります。

○議長（池田久男君） 町長。

○町長（大須賀一誠君） 町民の安全ということで、中根議員につきましては、多岐にわたりまして御質問いただきましてありがとうございます。私、施政方針にもございますように、町民の安全を第一ということを行っているわけでありましてけれども、常に、これでいいということはありません。これは永久に続いていくものだというふうに思っております。常に見直し、見直しをかけながら進めていくことが大事だろうというふうに思っております。特に今回、9月1日の防災訓練におきましても、町民の皆様がたくさん、700名ほど出ていただきました。現実には地区で、肌で感じる防災をやっていただきました。これをもとにしまして、幸田町の安全・安心をさらに保っていくように努力したいと思います。

以上でございます。

○議長（池田久男君） 1番、中根秋男君の質問は終わりました。

ここで、途中ではありますが、10分間の休憩といたします。

休憩 午後1時48分

---

再開 午後1時58分

○議長（池田久男君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、4番、鈴木雅史君の質問を許します。

4番、鈴木雅史君。

○4番（鈴木雅史君） 議長のお許しをいただきましたので、さきに通告してあります森林の所有者となった旨の届け出の状況、幸田町の六次産業化法に基づく状況、特定農地貸付けに関する農地法の特例に関する法律の適用状況の3点について質問してまいります。

まず、森林の土地の所有者となった旨の届け出等の状況についてお伺いします。

森林法の一部を改正する法律が昨年、平成23年4月22日に改正され、本年4月以降に新たに森林の所有者となった場合に市町村長に届け出が義務づけられました。このことは本年5月号「広報こうた」に掲載されております。

この法律は、森林法第10条の7項に、森林の土地の所有者となった旨の届け出等が新たに加えられたものであります。最近の新聞報道によれば、外資による国内の森林買収は2006年以降に限っても7道府県60件、786ヘクタールに上る。日本の森林は農耕地のように地籍調査が進んでおらず、所有者が地元に住んでいない事例も目立ちます。

先般、奥三河の人に山林について話を聞きました。「奥三河でも木材価格の低迷により手の入らない山林が多くなっており、多くの山林を所有している不在地主が多い。このような大地主は子供に知恵をつけているため、不便な山里には帰らない人が多い。このような人は地元に対する愛着が薄く、有利な条件が提示されれば、国籍を問わず売却されないかと心配である」との話をされました。

森林は、木材資源だけでなく、豊かな自然環境の維持、水資源の保全に大きな役割を果たしています。幸田町は森林が43%と、2,439ヘクタールを占めている里山にある自然豊かな住みよい町となっています。最近、幸田町に新たな住民となった方と話していると、「幸田町は緑豊かな里山が近くにあることが選択した大きな理由である」との声も聞かれます。従来から、農耕地については農地法により所有者に対し各種制約がありますが、森林の所有者に対しては規制がありません。このたび、新たに届け出が義務化されたこの件について、この4月から現在までの届け出件数、面積はどのようになっているのか、お伺いします。また、この届け出者に対する森林の適正管理に関する呼びかけ方法等はどのように考えているのか、お伺いします。

○議長（池田久男君） 答弁を求めます。

環境経済部長。

○環境経済部長（鳥居元治君） 8月16日現在でございますけれども、改正森林法に基づく届け出はございません。また、一定面積以上、市街化区域におきましては2,000平方メートル、調整区域におきましては5,000平方メートル等、この売買契約を行った場合は、国土利用計画法による届け出が必要となります。この場合、企画政策課に届け出がされまして、産業振興課のほうへ情報提供されるよう調整をされております。

なお、この国土利用計画法に基づく届け出も今日までございません。

また、制度につきましては、議員も承知のように、広報で周知をさせていただきますとともに、相続等の対応といたしまして、農地と同時に戸籍窓口にて御案内をさせていただいております。

○議長（池田久男君） 4番、鈴木君。

○4番（鈴木雅史君） 私が若干聞きましたのは、届け出事由によらず、相続なり、売買なり、そうした所有権を移転した場合には届け出があるやに聞いているのですけれども、そこら辺はないのでしょうか。届け出、少なくとも面積に関係はございませんので、例えば、山林を所有された場合に、その届け出の義務があると承知しておりますけれども、それはどうでしょうか。

○議長（池田久男君） 環境経済部長。

○環境経済部長（鳥居元治君） そのこともあわせまして、目下のところ、私どものほうは届け出は出てございません。

○議長（池田久男君） 4番、鈴木君。

○4番（鈴木雅史君） それでは、もし届け出があった場合に、先ほど言われたとおり、なかなかそういう機会はないものですから、そういう部分があったら、適正管理というのですが、山の持ち主だとか、そういうものについて、届け出のときに適正管理の関係につきましても指導をお願いいたしたいと思います。

それから、山林の関係について触れますと、山林につきましては、森林法の第1条に、この森林法は、「森林計画、保安林、その他の森林に関する基本的事項を定め、森林の保続培養と森林生産力の増進とを図り、もって国土の保全と国民経済の発展に資することを目的とする」とされています。森林、里山は、緑豊かで、心が洗われる風景がありますが、一たん豪雨、地震等に見舞われると大きな災害を起こす原因ともなります。昨年9月に紀伊半島を襲った豪雨災害による山林崩壊被害を見ますと、幸田町の森林についてもどのような規制があるのか、関係法規を踏まえお伺いしたいと思います。

保安林につきましては、森林法25条により、「水源のかん養、土砂の流出の防止、土砂崩壊の防備の場合には、保安林として指定することができる」とされています。現在、幸田町の保安林として指定されている箇所数及び面積についてお伺いいたします。

○議長（池田久男君） 環境経済部長。

○環境経済部長（鳥居元治君） 法改正の趣旨にのっとりまして、適正に森林管理をする上で必要となった場合は、本届け出で得られた情報を活用してまいりたいと、かように思っております。

森林の適正な管理につきましては、今後の重要な課題と考えております。さまざまな機会をとらえて関係者への呼びかけをしてまいりたいと思っております。本届け出の受理に際しましては、その一つの機会といたしまして、文書にて適正管理をお願いするようにしております。

それから、保安林の関係でございますけれども、箇所数という表現はしかねるわけでございますけれども、現在、町内におきまして、15行政区、区字単位で複数にまとめた林班区が66カ所、そして、面積は513ヘクタールであるというふうに承知しております。

○議長（池田久男君） 4番、鈴木君。

○4番（鈴木雅史君） 私も山の近くに住んでいるのですけれども、昔は保安林、保安林というと、どこが保安林かということも見えるようになっていたと思うのですけれども、最近、どこが保安林なのかはつきり境がわからないのですけれども、そういう部分で、どこに保安林があるのか、指定されているのか、そこらについてわかる方法があるのでしょうか。

○議長（池田久男君） 環境経済部長。

○環境経済部長（鳥居元治君） 保安林については台帳が整備されてございます。ただ、現地のほうは、本来ですと標杭等がなければということになってございますが、先だってお聞きする中では、一部ないような状況もあるやということも承知してございます。もし、場所等の確定が必要であれば、私ども県のほうの台帳も引き合わせをいたしまして、現地のほうにまた立ち会うということも出てこようかというふうに思っております。

○議長（池田久男君） 4番、鈴木君。

○4番（鈴木雅史君） 先ほど言われました面積の関係ですけれども、503ヘクタールと言

われまじけれども、これは幸田町の森林面積の約2割を占めているわけですね。面積からいけば2,400ヘクタールですから。結構大きな面積ですので、そうなってくると保安林あたりがどうなっているのかなという部分に興味があるものですから、そこら辺あたりどうなっているのか、皆さんにわかるように、ここは保安林に指定されているのかどうか、何とか表示できるような格好の中で努力していただきたいと思います。

○議長（池田久男君） 環境経済部長。

○環境経済部長（鳥居元治君） 町のほうにも保安林の図の写し等もいただいております。

そういう部分では、紹介がありました場合には回答のほうはさせていただけたらと。正確な部分については、県の対処もさせていただきます。

○議長（池田久男君） 4番、鈴木君。

○4番（鈴木雅史君） それでは、次のほうの山林の関係、山林だけではないのですが、砂防法という法律があると思うのですが、この法律の第2条には、「砂防設備を要する土地、またはこの法律により、治水上砂防のため一定の行為を禁止または制限すべき土地は、国土交通大臣がこれを指定する」とされています。この砂防法による指定箇所数、それから、面積等についてお伺いしたいと思います。

○議長（池田久男君） 建設部長。

○建設部長（鈴木富雄君） 砂防法の第2条は、砂防指定の土地ということでございます。

本町の砂防指定地の状況は、字指定と河川指定というふうになってございます。字指定については、大字では17の地区に該当しまして、小字指定で146箇所指定してございます。面積につきましては、約975ヘクタールでございます。先ほど森林の面積が2,439ヘクタールということですので、砂防指定地の割合は約4割というような状況でございます。

なお、河川指定については、25河川の河川敷、または官民界から両岸10メートルというような指定でございます。

以上でございます。

○議長（池田久男君） 4番、鈴木君。

○4番（鈴木雅史君） 同じ災害の関係ですけれども、これは余り例がないかと思うのですが、地滑り防止法という法律があると思うのですが、これにつきましては、幸田町に該当する件数、それから状況、ここら辺あたりがあるかどうか、お伺いしたいと思います。

○議長（池田久男君） 環境経済部長。

○環境経済部長（鳥居元治君） 地滑り防止法にもたれる部分でございますけれども、県森林保全課管理分の地滑り区域でございますが、町内では永野に1カ所ございます。なお、この箇所につきましては、平成7年から16年にかけて、県事業におきまして地滑り防止工事が施行されております。

○議長（池田久男君） 4番、鈴木君。

○4番（鈴木雅史君） いずれも災害等の関係だとか水資源の涵養という中で指定されていると思うのですが、例えば、指定のほうでされた部分ですけれども、これを解除というのですか、そういう場合にはどのような手続というのですか、なかなか難しいと

思うのですけれども、そういうようなことも若干関係してくるかと思うのですけれども、そこら辺あたり、わかる範囲内で結構ですので、どのような手続が要するのか教えていただきたいと思います。

○議長（池田久男君） 環境経済部長。

○環境経済部長（鳥居元治君） 承知をしてございませんので、申しわけございませんが、ただ、一たん危険ということの判断で指定をされたものは、その要件が例えば手当されない限り、通常は外されるものではないだろうというふうに思っておりますし、やはりその区域というものは、この危険によって指定されているということ承知いただけたらと思います。

○議長（池田久男君） 4番、鈴木君。

○4番（鈴木雅史君） それでは、次の六次産業化法に基づく状況についてお伺いいたします。

農林水産省では六次産業化ということで、農産物を生産する一次産業、農産物を加工する二次産業、農産物を販売等する三次産業の一、二、三を足して六次産業ということで、六次産業化法の中での名称として使われております。かつて幸田町には農産物加工組合がありました。それは、須美そ菜加工農業組合です。設立は昭和23年8月で、解散は平成19年の4月となっています。主にタケノコの加工を行っていましたが、安い外国産タケノコの輸入の増加により解散に至ったと聞いております。

現在、強化地域の中の六次産業化法に基づく事業計画の認定件数は計80件、愛知県は30件、岐阜県は28件、三重県は22件と聞いております。幸田町では1件の認定を受けています。それ以外にも、認定を受けていないけれども、例えば、産直施設等に農家の方が生産した加工食品が販売されております。種類は油菓子、浅漬け、かす漬け、干し柿等が販売されております。

このような状況の中で、今現在、そういうような、農家が農産物加工のものを販売しているケースというものはどの程度あるか、把握してみえるかどうか、お伺いしたいと思います。

○議長（池田久男君） 環境経済部長。

○環境経済部長（鳥居元治君） まず、六次産業のゆえんでございますけれども、当初は、今議員がおっしゃったように、1足す2足す3ということにあったようでございます。ところが、この命名にあたりました東大の教授が1掛ける2掛ける3で6だと。なぜかという、1の農業がなくなったら、これはすべてなくなるということの意味だそうです。

それから、町内にどのような六次的なものがあるかということでございますけれども、私ども承知しております範囲は、例えば、正月の鏡もち等を加工してつくってみえる、もしくは、サツマイモのまんじゅう、あるいはようかんというものをおつくりになってみえると。それから、桃の関係で桃の寒天をつくってみえるということ等があるというふうに思っております。

なお、認定を受けられた方は町内で1件でございます。イチジクの関係でございます。

○議長（池田久男君） 4番、鈴木君。

○4番（鈴木雅史君） 私もいろいろ興味を持ちまして、農産物加工品等の関係の中でたまに相談を受けるときがあるのですけれども、食品の加工となりますといろいろな法律の関係がございまして、例えば、関係する法律を申し上げますと、厚生労働省の所管の食品衛生法、この中には、業種にもよりますけれども、営業許可が必要な業種が34業種、これは保健所の許可を要します。それから、農林水産省の所管の中でJAS法、日本農林規格。これは登録認定機関の認定を要するわけでございますけれども、そのほかに、すべての加工食品に対して加工食品の品質表示基準というのがございまして、これは別表第1、第2、第3とございまして、すべて合わせると53種類の部分に細かくなっております。その他の関係法令では、内閣府所管の景品表示法だとか、経済産業省所管の計量法だとか、いろいろ法律がふくまっております。表示の関係一つとっても、どのようなところへ問い合わせしたらいいのか。そこら辺あたり、つくるほうはできても、やはり販売するとなると法律を守らなければいけないと。その部分になると、どこに問い合わせしたらいいのか、ここら辺の部分がわからない部分がございます。

そういう場合に、今、この近くで関係するところは保健所の関係だとか、つくるほうから言えば、改良農産物は普及所とか、道の駅とか憩の家あたりはJAの担当者だとか、いろいろな部分があるものですから、こういう事態に備えて、どこに問い合わせたらいいのか、町のほうでその紹介できるような体制というのか、そこら辺があるかどうか、お伺いしたいと思います。

○議長（池田久男君） 環境経済部長。

○環境経済部長（鳥居元治君） 新たに加工等を始められるということで御心配、あるいは内容を知りたいという方、当然、そのままできるようなことはございませんので、相談にみえるだろうというふうに思っております。町へ生産者から加工食品の生産について問い合わせがございましたら、県の西尾保健所に相談をいたしましたところ、各種相談に乗ってもらえるように了解をいただきましたので、今後、そのような加工等で御相談にみえた方は、県西尾保健所の食品衛生の紹介をさせていただきたいと、かように思っております。

○議長（池田久男君） 4番、鈴木君。

○4番（鈴木雅史君） 農家の方でも、自分で少しでも現金収入を得られるために考えてみえる方もみえますので、そこら辺あたり、適当なサポートをしていただければ、幸田町の農産物の中の付加価値をつけての販売と、この部分ができると思いますので、適切に御指導願いたいと思っております。

次に、特定農地貸付けに関する農地法の特例に関する法律、簡単に言うと、貸し農園のことですけれども、これについては、前にも質問したことがございますけれども、その場合に、幸田町内には2カ所あると。これは町のほうが1カ所の運営。これは、大草の憩の農園の隣のところと、それから、JAのほうの関係で芦谷のほうに1カ所あると、そう承知しておりますけれども、今現在、そこの利用状況というのですか、そこら辺あたりどのようになっているのか、お聞かせ願いたいと思います。

○議長（池田久男君） 環境経済部長。

○環境経済部長（鳥居元治君） 貸し農園の関係でございまして、今、議員おっしゃられましたように、町と、それからJAと、町内には二つの貸し農園がございまして。まず、町の貸し農園でございまして、議員おっしゃられましたように、大草の憩の農園北側にございまして幸田ふれあい農園でございまして。こちらは平成19年度に開設いたしまして、敷地面積は3,220平方メートル、1区画を30平方メートルで、全部で68区画を設けてございまして。利用料につきましては、年1区画5,000円で、利用者が現在66名ございまして。66名で68区画ということでございまして、複数の区画を借りてみえる方がお二人みえるということでございまして。

それから、もう一方、JAあいち三河の行ってみえます芦谷ふれあい農園でございまして、場所は248東、新幹線の北側にくっついた部分で、昔、農村モデル整備事業でやりました地区内でございまして。こちらは平成21年度開設いたしまして、敷地面積は1,041平方メートル、1区画は56から81平方メートル、全部で12区画ございまして。こちらの利用料につきましては、年1区画6,000円になってございまして、利用者は12名でございまして。

なお、町の幸田町ふれあい農園、そして芦谷ふれあい農園、いずれも現在、空き区画がないという利用になってございまして。

○議長（池田久男君） 4番、鈴木君。

○4番（鈴木雅史君） 今、お聞きしましたとおり、今現在のところが空き区画がないと、そうなりますと結構需要があるのかなと。その部分が見てとれますけれども、この前も農協さん等にも聞きましたら、今現在、畑地の中で畑の管理に困っていると。その部分の中で、貸してもいいという人が結構いるのではないかなと、そういう部分もございまして、そうした場合に、あくまでも農地法の特例に関する法律の関係でございまして、これは個人が貸し農園をつくって貸すわけにもまいりませんものですから、町なりJAの関係、その部分しか多分貸し農園で経営することはできませんので、そうした場合に、もし貸し農園を開設したい場合に、その要件としてはどの要件があるのかというあたりをお伺いしたいと思います。

と申しますのは、畑のど真ん中に道がついていても、貸し農園を利用される方が駐車場として、その部分に車をとめておけばいろいろ問題が起きてくると、そういう部分もございまして、今、私が考えておりますのは、農機具の収納施設、休息施設、トイレ、駐車場スペース等も必要ではないかと思っておりますけれども、ここら辺について、どのような考え方でみえるのか、お伺いしたいと思います。

○議長（池田久男君） 環境経済部長。

○環境経済部長（鳥居元治君） 新たにこのような貸し農園をするという場合でございましてけれども、先ほど議員もおっしゃられましたように、特定農地貸付けに関する農地法の特例に関する法律、これに基づきます貸し農園の開設手続につきましては、地方公共団体、農業協同組合、そして、農地の所有者が開設主体とすることができます。そして、農業委員会の承認を得て開設するという運びになるわけでございまして。

なお、特例法につきましては、貸し農園の開設にあたりまして、附帯施設の設置は要件になっていません。よって、設備といいますか施設、新たに貸し農園をやる場合に、



駐車場等の問題があるかというふうに思います。特に施設は必須という要件としてはいないわけですが、いずれにいたしましても幾らかの方は寄られるという部分で、近隣の利用との妨げにもなっても問題ですから、駐車場等は不可欠なものとなるのではなかろうかというふうに思っております。

ほかに必要なものとしたしましては、やはり一定の方々が日曜等の農家をやられるということですが、やはり畑地帯等におきましては、水がなければ作物をつくることは困難ですし、遠く運んでくることもなかなかのものでございますので、かんがいの水やりの施設、そして、条件がよければ、近くに何か施設があれば利用もできますが、トイレというようなもの。それから、場合によって、管理用の農機具を入れるような、近くでお持ちの方が協力していただけるか何かであれば別ですが、方法の中で手当するというような農業用の機具を入れる倉庫、そして、夏場等を考えますと休憩所等の施設が考えられるのではなかろうかというふうに思っております。

○議長（池田久男君） 4番、鈴木君。

○4番（鈴木雅史君） 先ほど申し上げたとおり、今、町の運営のところ、JAの運営のところもほぼ満杯と、こうなっておりますので、その部分の中で、農協さんとか、例えば地主さん等の関係で、もしそういう開設がありましたら、また、消費者の方も農業に触れ合うことが好きな人もおりますので、そこら辺あたり、あったときにいろいろな中でお願いしたいと思います。

それから、脱線するかもしれませんが、やはり今現在、私どもが相談を受けるのは、水田はオペレーター等の関係の利用権設定の中でできるのですが、今現実困っているのは、高齢化に伴って畑地等の管理と。ここら辺の部分が、今、農家の中で一番問題になっているかと思っておりますので、少しでも農家の方の高齢者の対策だとか、それから、畑地を借りたいような人がいたら、そこら辺あたりの結びつきの関係、そこら辺の部分を考えながらやっていく必要があるのではないかなと、こう思っております。

同じ果樹の関係等につきましても、農家の高齢化の中で、もうやれないという話をちょくちょく聞きますけれども、そういう部分にとって、借りたいという人がもしあったら、農地バンク的なものを一回考えていただいたらと、そう考えておりますので、そこら辺あたり、情報提供の中でお願いしたいと思います。

○議長（池田久男君） 環境経済部長。

○環境経済部長（鳥居元治君） やはり今日、現役を退かれた元気な方が大勢おみえになります。そういう中で、例えば、家庭菜園的なものを生活の中でやってみたい、取り組みという方も幾らかふえてくるのではなかろうかということは思っております。問題は、貸し農園等をやる場合には、相手、利用できる者がいなければなりませんけれども、そういう情報等を得て、条件が合えば、町もそうでございますが、JAさんも含めまして、前向きな検討を加えていきたいというふうに思っております。

畑地等、いわゆる水田はいいけれども、畑地については、耕作等が今後危ぶまれるという部分も出てこようかということですが、そういう部分については、利用集積の円滑化団体でございますJAさんを通じまして、利用の促進、そのもの等の部分を図ってまいりたいというふうに思っております。

なお、この畑地帯に限らず、果樹等の部分でも、今、議員がおっしゃられましたように、後継という部分も含めまして、今後いろいろ問題も出てこようかというふうに思っております。やはり畑地帯と同じように利用者を探し当て、町内の農地が生産豊かな農地としてあり続けるように、町としても努力していきたいというふうに思っております。

○議長（池田久男君） 4番、鈴木君。

○4番（鈴木雅史君） 先ほどからも山の関係を申し上げたのですけれども、先ほどの紀伊半島の例も申し上げましたけれども、山林崩壊だとか、その部分がございますので、平面だけではなくて、山のほうの被害も災害の中の延長になると思いますので、そこら辺あたりも今後とも適切な指導等をお願いしたいと思います。

これで終わります。

○議長（池田久男君） 環境経済部長。

○環境経済部長（鳥居元治君） やはり山があって、すそがあっての農地等がある、その中に町があると。幸田町は他から見て、お越しになった方、あるいは尋ねられた方が、大変緑豊かで住みやすいところだと。この環境がこの先も保たれるように、農政あるいは林業等も含めまして、今後とも町のために尽くしていきたいと思います。

○議長（池田久男君） 4番、鈴木雅史君の質問は終わりました。

ここで、10分間の休憩といたします。

休憩 午後2時31分

---

再開 午後2時41分

○議長（池田久男君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、15番、大嶽 弘の質問を許します。

15番、大嶽 弘君。

○15番（大嶽 弘君） 議長のお許しを得ましたので、通告順に従って質問をいたします。

きょうは事業仕分けと事務事業評価、それから、協働のまちづくり補助金制度の2点について尋ねてみたいと思います。

最初に、事業仕分けの件であります。幸田町においての事業仕分けは、目的が事業の見える化、それから、職員の意識改革、これを目的にして効果を上げようということ、23年度とことしと2回、実施をされました。

この事業仕分けの長所、短所いろいろあると思いますが、それを後ほど、またお尋ねしてまいります。今年度、事業仕分けを実施した愛知県内の自治体というのはどこがあるのか、何団体ぐらいあるのか、把握しているところから回答をお願いします。

○議長（池田久男君） 答弁をお願いします。

総務部長。

○総務部長（杉浦 護君） 今年度の事業仕分けを実施されました市町村ということでございますが、まず、安城市が7月21日・22日、2日間にわたりまして24事業の仕分けをされました。名古屋市におきましては、7月27日から29日までの3日間、14事業でございますが、こちらのほうはこういった形でございます。それと西尾市のほうが8月4日・

5日、16事業でございます。また、東浦町におきましては、8月18日・19日、こちらにつきましても14事業ということでございますが、この4市町につきまして、私どもとして、今、確認をいたしているところでございます。

○議長（池田久男君） 15番、大嶽君。

○15番（大嶽 弘君） これから、今の状況で来年度実施をしていきたいというような情報というのは得られているのでしょうか。

○議長（池田久男君） 総務部長。

○総務部長（杉浦 護君） 先ほどの質問の中で、まだ、9月29・30日に実施をされます豊明市さんを落としましたので、追加をさせていただきたいと思っております。

来年度の動きということでございますが、来年度につきましては、現状どのような取り組みをされるかということについての状況把握はまだできておりませんが、ほかの状況を聞いたところによりますと、ある程度実施したところによりますと、一定の期間実施をされますと、しばらく休まれるとか、そういったような動きがございます。新たに今年度も東浦、また、豊明といったところは今年度から取り組みがなされているということでございますので、そういったところもあるということでございますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（池田久男君） 15番、大嶽君。

○15番（大嶽 弘君） 今の答弁によりますと、新しく東浦と豊明が開始をしたと。昨年度の実績を聞いたところに、今、話が出ましたが、常滑、高浜というのが実施していたのですが、これは2年間か3年間やったからやめたということであるのかということと、それから、ふえたり減ったりということではありますが、そのあたりでこれから幸田町を含めて、こういう事業仕分けというもののあり方、考え方について、全国的、県内も含めてであります。拡大していくような感触を持っているのか、それとも横ばいでやったりやらなかったりというようなことでいくのか、そのあたりの感触とか方向づけというのを今持っているのかどうか、お尋ねします。

○議長（池田久男君） 総務部長。

○総務部長（杉浦 護君） 高浜市さんにつきましては、平成22年・23年、この2年間実施をされましたが、平成24年度につきましては実施をされておられません。また、常滑市さんにつきましては、平成22年度実施をされましたが、23、24には実施をなされておられません。先ほど申し上げましたが、豊明ですとか東浦、こういった新たに取り組みをなされる場所もあるわけでございます。現時点で事業仕分けは近隣の各市町に拡大の方向にあるのか、また、縮小というような形になるのか、この辺は、新しく始められる場所もあるということでございますので、はっきりしたことはつかみ切れていないという状況でございます。

○議長（池田久男君） 15番、大嶽君。

○15番（大嶽 弘君） 今の答弁によりますと、拡大、縮小という、そういう問題ではなくて、各市町村の実情によって、必要とあればやっていくと。そうでない場合には、どうなるかわからないと、こういう回答であったかと思いますが、これから幸田町がどうするのかというのは、後ほど、また回答いただきたいと思います。とりあえず23年、

昨年実施した事業仕分けが14から19事業、判定結果「要廃止」という事業もあったわけですが、この23年度の事業仕分けを受けて今年度の24年度の予算編成にあたり、実際に変更したとか、そういうような事業というのは具体的にどういうふうになってきたかということについて、今の段階で整理したものがありませんでしたら回答をお願いします。

○議長（池田久男君） 総務部長。

○総務部長（杉浦 護君） 昨年度の事業仕分けの中におきましては、廃止とされましたものが1事業ございました。産業振興課のほうにおきます労働総務一般事業におきまして、勤労者生活安定事業という1事業でございますが、こちらにつきましては、平成24年3月31日をもちまして要綱を廃止したところでございます。

また、23年度に「要改善」というような形で判定をいただきましたものが、21判定中の17事業にそういったものがあつたわけでございますけれども、こちらにつきましては、その後の仕分け委員会等からまた判定の報告をいただいているわけでございますが、今年度、すべてその委員会の提言にのっとりまして対応ができるというようなことにつきましては、これが8事業。それから、今年度、完璧とはいきませんが、方針にのっとり何らかの対応がとれたというものにつきまして9事業ということになります。今年度全くできなかったというものはございませんが、今申し上げましたように、ある程度できたもの、また、そして、完璧ではないですけれども、一応の検討はなされているというものが8事業、また9事業というようなことでございますので、御理解いただきたいと思っております。

○議長（池田久男君） 15番、大嶽君。

○15番（大嶽 弘君） 23年度の実施の結果については、廃止というものについては廃止をしたよ、それから、改善すべき事項として提案されたものについては、それなりに改善をしているよということの回答であつたかと思うのですが、具体的なものがどういうように、例えば、計数的なり、実態的にどうこうというのはまだはっきりは出ないと思っておりますが、また、そういうものがありませんでしたら常任委員会等で提出していただければよくわかるのではないかなという感じがいたします。

そうなりますと、24年度、ことしやった事業仕分けについても、かなりそういうものが織り込まれて効果を出していくという期待性を持っているわけですが、今年度の仕分けの会場で話を聞いておりましたところ、コーディネーターの石井教授という人の講評が最後にございました。その中でコメントが三つほど出てきたと思っておりますが、そのうち二つほどメモしたのですが、そこで出てきたのは、「行政には不作為の過失がある」。要は、やらなかったことが町民のためにならないよとか、やるべきことをやらなかったと、こういうことであろうかと思うのですが、そういうものと、「限られた予算の中で、これからどうしていくのかということを考えていくことが事業仕分けの目的であり、大事な話である」というようなコメントがあつたかと思っておりますが、このコーディネーターの石井教授というのが、ここで「不作為の過失」という言葉を出したということはどういう意味なのかなと。世の中、全国的な一般論で言ったのか、幸田町の事業仕分けに対する資料をいろいろ点検なり話を聞いた結果、そういう言葉が出てきたのかよ

くわかりませんが、そういう問題、この不作為の過失という言葉、そういう事業の内容というものについて、その言葉について、部長会、課長会、いろいろそういうようなところで話が出たのか、そういう事業があったのかどうか。最初にそういうふうな、個別に自分でぱっと感ずるような事業があったのかなかったのか、そのあたりはいかがでございましょうか。

○議長（池田久男君） 総務部長。

○総務部長（杉浦 護君） 不作為の過失というコーディネーターの方の発言があつという  
こととありますが、今言われますように、これは一般論的な部分もあろうかと思いま  
す。行政として、最近特に、全国的にもそういった裁判とかいろいろなことにもなっ  
てきているものもあろうかと思いますが、前例踏襲、こういったようなことの中で、事務  
の見直しが図られずに、漫然と事業が進められてきているというようなことも、ある程  
度のそういった感覚を持って言われたことではなかろうかということをおもっております。

部課長会、こういったことについて、そこまでの話というのはまだ出ておりませんけ  
れども、見える化、また、そして職員の意識改革という、この事業仕分けの本来のねら  
いというものが私どものほうにもあるわけとありますが、そういった意味で、こうい  
った事業仕分けを行うことによって職員の意識改革、そういったもの見直し、職員間  
としても、問題意識を持たたということの意見というものはあったというふうに考  
えております。

具体的に、議会のほうに改めて報告をということとありますが、今年度の関係につ  
きましても、さきの協議会におきまして、差し当たっての事業結果につきまして御報  
告を申し上げたところとありますが、今年度の関係につきましても、今後、委員会から  
の正式な仕分けの結果、提言というものをいただきながらそういったことが出てくるわ  
けとありますが、機会をとらえて、また議会の御報告をしてまいりたいというふう  
に思っています。

○議長（池田久男君） 15番、大嶽君。

○15番（大嶽 弘君） この不作為の過失は一般論だというふうにとらえているとい  
うことで、そういう思い当たる事業はないということとまとめたということとありま  
すが、こういう、不祥事とは言わないのですが、そういう失敗とか、「ああ、しまったな」と  
いうことは、やはり日常出てくる話でありまして、今はないから、以上手当をしなく  
てもいいということではないと考えますが、少しでも過失とかトラブルを防ぐために、  
これからこんなことを考えていくとか、こういうようなことを腹に秘めて、いろ  
いろ指示監督をしているというような心構えとか、そういうようなものをお持ち  
でしたら、部長、話をしていただけませんか。

○議長（池田久男君） 総務部長。

○総務部長（杉浦 護君） 職員、最近事業も非常にふえてまいりました。職員個  
々に分担任をいたしております仕事の量、こういったものを非常に多岐にわたって  
きているといったような状況とありますが、こうした中で、やはり過失というもの  
が起きる、それによって住民の方々に御迷惑をかけるというようなことがあり  
得ないことではないわけとありますが、個人の判断だけではなくて、やはり複数  
の職員がみんな、

うれんそう（報・連・相）」でございますけれども、そういった徹底を図るとともに、情報の共有化を図っていかなければならない、こういったことが必要かというふうに考えているところでございまして、課の打ち合わせ、これは定期的に行われているわけでございますけれども、職員間のそういった研修等の実施ということも考え合わせながら進めさせていただいているということでございます。

○議長（池田久男君） 15番、大嶽君。

○15番（大嶽 弘君） また少し話が戻りますが、23年度の事業仕分けの評価というか、目的に、「見える化と意識改革ということを申し上げました」と。私が申し上げたのではなくて、町側が発表した言葉であります。この見える化というのは、町民から見て、どういうことをやっているか、どういう内容か、こうしたらいいかというような内容であろうかと思うのですが、この見える化に対して、まず住民、それから、外部から幸田町の事業仕分けについての意見とか、評価するにあたって、「よかった」とか、あれはもっとすべきだとか、評価、批判、何でも結構でございますが、そういう情報というものをまとめたものがありましたら、集約で結構でございますが、こんなことということがありましたらお願いします。

○議長（池田久男君） 総務部長。

○総務部長（杉浦 護君） 見える化に対する効果判定ということでございますけれども、昨年度実施をした中で、判定員の方々、また、傍聴人の方々に対しましてアンケートを実施させていただいております。その中で、事業の見える化ができたかどうかという項目が一つありまして、その問いに対しまして、判定員の方につきましては72.2%、傍聴人の方につきましては59.6%、こういった割合の方から、「できた」といったような回答をいただいているところでございます。

○議長（池田久男君） 15番、大嶽君。

○15番（大嶽 弘君） 事業判定人と仕分け人とあるわけでありまして、私が聞いた話のごくごく一部であります。何か役場の課長さんいじめをやっているのではないかというような、わかりやすいような話がよく出てまいります。そういうのは内部的なこととしまして、そういう意見があったということはお含みいただければありがたい。

その次に、もう一つ、職員の意識改革ということでありまして、これは内部のことです。どういふふう把握されて、どういふふうな反応があったとか、その辺の披露をしていただければと思います。

○議長（池田久男君） 総務部長。

○総務部長（杉浦 護君） 職員の意識改革ということでございますが、先ほども議員御指摘ございましたように、その仕分けにあたりまして、課長が主に対応してくれたわけでございますが、ああいった場所ということもあって非常に緊張する、また、そして、これまで、その仕分けの対象となった事業というものを改めて職員のほうもいろいろと勉強をさせていただくというような機会ができていますわけでございますけれども、事業の評価というものも、個人的にもどこに問題があるのかということも改めて見直す機会にもなったのではなかろうかというふうに思います。そういった意味で、一定の職員の意識改革というものにもつながってきたのではないかなというふうに思っております。

○議長（池田久男君） 15番、大嶽君。

○15番（大嶽 弘君） 事業仕分けについては、それなりの効果があるという認識で進んでいるということではありますが、これからお尋ねしたいのは、事務事業評価と事業評価を比べて、「どうなの」というところに話を移させていただこうと思うのですが、第9次の行政改革によりますと、これは当然ですが、将来を見据えた健全な財政運営推進策の中の一つとして、行政評価の継続実施ということをうたっております。第10次行政改革大綱の三つの視点の中では、この行政評価の継続実施は打ち切りで、文章から消えました。それで事業仕分けに移ったということになるかと思えます。

この第9次行政改革による事業効果、行政改革の効果としては、具体的な数字で示されております。21年度は1,218万3,000円の行政効果があったと。22年度は2,066万6,000円、23年度は2,517万8,000円。毎年数字が行政効果としては計数に直して上がってきたよということを講評してありました。10次の講評の中で消えて、事業仕分けに移ったということではありますが、この事務事業評価をやめて、事業仕分けに切りかえたという部分の趣旨とか考え方をわかりやすく町民にも説明していくほうがいいかと思うのですが、そのあたりはどういうふうに理解したらよろしいでしょうか。

○議長（池田久男君） 総務部長。

○総務部長（杉浦 護君） 本町におきます行政評価でございますが、行政評価につきましては、平成14年から20年度までの7年間、402事業を実施させていただいたわけですが、この7年間という中におきまして、私どもとしては所期の目的を一定達成したのではないかなと一つの区切りをさせていただきまして、平成21年度から事業休止をさせていただいたということでございますが、以降、内部におきまして評価手法の改善・検討ということで行った経過があるわけですが、平成22年度におきまして、今、お話にも出ております事業仕分けへの取り組みを開始させていただいたということで、新たにステップに入らせていただいたということでございます。

○議長（池田久男君） 15番、大嶽君。

○15番（大嶽 弘君） 7年間で402事業と聞きましたが、間違っているかもわかりません。四百数事業ですね。これが全部終わったから終わりというふうな回答だけでは少し物足りないのかなという気がいたします。ということは、7年間をやった、全部1年間に400事業をやるわけではないわけでありまして、1年目は40とか、50とか、60とか、そういうことをやった。そうすると、最初にやった事業については、もう7年前の話になります。7年前を今から見ますと、もう社会事情も経済も財政状況も全部変わってきておりますが、そうなりますと、全部一巡したからもうやめたという論法が果たして説得力があるのかないのかということについて疑問が若干残りますが、それは答弁ありましたら答弁していただきたいのですが、それよりも前の事務事業評価というものも外部の人の意見も聞いてやっていたわけですが、幸田町行財政改善調査会、ここにも提案をして、そして、審議をしてやっていたのですが、この調査会というのは今はどういふふうになっているのでしょうか。

○議長（池田久男君） 総務部長。

○総務部長（杉浦 護君） 事務事業評価を一巡したら終わりでもいいのかという御指摘でござ

ざいますが、私どもとしては、事業というものは継続して実施されるもの、そして、新たに取り組みられるもの、廃止されるもの、いろいろあるわけですが、一定の期間をもって新たな視点というものが必要ではないのかなど、こういったようなこともありまして、事業仕分けというものの外部目線の中で違った角度で見ていただく、そういったことの中で御意見をいただき、また反省を加えていくといったことも必要ではなからうかなということがあるかと思えます。

ただ、これが事業仕分け、先ほど申し上げましたように、ほかの市町におきましては、一定の期間やりますと一部休憩をして、また新たな角度でいろいろ研究されて、場合によっては行政評価に戻すというようなこともあるかもしれません。これは今後の推移を見ていかなければならないところだというふうに思います。

行財政改善調査会の関係でございますが、こちらにつきましては、現在も活動をしていただいているところでございます。行革の大綱の策定、また進捗状況、こういったことについても、この調査会に御報告をさせていただきまして、御意見等もちょうだいをしていただいているところでございます。よろしく願いいたします。

○議長（池田久男君） 15番、大嶽君。

○15番（大嶽 弘君） 時が変われば新たな角度で見ていくことが必要だということでありましたが、非常にわかりやすい説明で、人に対しても説明ができていけると思いました。それはいいのですが、今の調査会もまだ生きているよと。ここには、この事業仕分けの判定結果というものを示されたのかどうか、その点をまずお願いします。

○議長（池田久男君） 総務部長。

○総務部長（杉浦 護君） 事業仕分けの関係につきましては、この事業仕分けを実施する前、また、そして終わってからの結果、こういったものにつきましては、この調査会のほうにも御報告をさせていただきまして、御意見をちょうだいすることといたしているところでございます。一部、委員として行財政改善調査会のほうに含まれておられる委員の方もございます。この辺は余談でございますが、そういった関係の方もおみえになるということでございます。

○議長（池田久男君） 15番、大嶽君。

○15番（大嶽 弘君） 一つ聞き漏らして済みませんが、調査会のほうには意見を出したというのか、これから出されるということだったのか、もう一遍お願いします。

○議長（池田久男君） 総務部長。

○総務部長（杉浦 護君） 今回の、例えば今年度の分につきましては、こういった項目に対しまして、こういった事業仕分けを実施していきますというような形での調査会のほうへの御報告はさせていただいております。またこれで、これから委員会としての提言をいただくわけですが、こちらにつきましても、この調査会のほうに改めて御報告を申し上げ、御意見をいただく予定をいたしているところでございます。

○議長（池田久男君） 15番、大嶽君。

○15番（大嶽 弘君） これからまた意見等をもらいながら判断していくというふうにとらえました。

事業仕分けをするにしても外部の人を連れてきたり、会場設営したりということで、



かなりの投下事務量、資料をそろえたりということで、人件費から資料からいろいろなものがかかるわけでありましたが、単刀直入に、事業仕分けと事務事業評価とを比べて、トータル幸田町のこれからの事業計画をしていくのにどちらが効果的で、お金をかけずにいい成果が出せるというふうに判断されたものがあるのか、考え方があるのか、そのあたりで検討会なり、委員会なり、そういうものを開いたり、資料を整理分析したりとかというようなことで、方向性というものが見えるのか見えないのか、そのあたりはいかがですか。

○議長（池田久男君） 総務部長。

○総務部長（杉浦 護君） 事業仕分けと事務事業評価の事務的な部分での比較ということでございますけれども、内部的に担当者レベルでどうかなといったものは思っておりますが、全般を見ますと、例えば、投下事務量の関係でいきますと、今、議員も申されましたが、資料づくりだとか、判定人とか、そういった外部の方を選ばなければならない、そういった部分で考えますと、事務的には職員の負担というものはかなり多かったということは言えるかと思えます。ですから、全般的に考えますと、総合評価でいけば、若干、この事業仕分けのほうが、負担というのでしょうか、そういったものは大きかったのではないかなという考え方は持っております。

○議長（池田久男君） 15番、大嶽君。

○15番（大嶽 弘君） 事業仕分けのほうが職員の負担は大きかったであろう。しかし、効果についてはどうかかわらないと、こういうふうに聞くわけでありまして、そのあたりは事業評価のよさもあるわけでありまして、また、一番最初にお尋ねしましたように、愛知県内でも、事業仕分けをやっているより事務事業評価でやっている自治体のほうがもう断然多いわけでありまして、多いということは、それなりに必要性なりよさがある、利用価値があるというふうな面もあるかと思えますので、そのあたりのことをいろいろ総合して、両方のよさを取り入れて、これから運営をしていければと思えますが、端的な話であります。来年度も実施されるかどうかということはどうですか。

○議長（池田久男君） 町長。

○町長（大須賀一誠君） 大嶽議員からいろいろ事業仕分けについてお話がありましたのですけれども、課長いじめだというふうな話もあったわけでありまして、私はそのように思っておりません。幸田町始まって以来の職員が真剣に事務事業を勉強したことだと、個人的なスキルアップにもなったというふうに思っております。確かに、課長は大変な苦しみをもってやられたことは承知しておりますけれども、本当に感謝しているところでございます。来年度におきましては、これで一つの区切りをしたいなというふうに思っておりまして、今、アンケートをやっているかと思えます。今回の事業仕分け委員の方とか、そういう方にアンケートをやって、私自身は最後の一つの切り目にしたいなと思っておりますけれども、その結果に基づいて考えさせていただこうと思っております。

○議長（池田久男君） 15番、大嶽君。

○15番（大嶽 弘君） 誤解があったらならばおわび申し上げますが、課長さんから聞いた話ではございませんので、世間があれを見ていて、「大丈夫なの」という声があったと

いうふうに理解してほしいと思います。確かに課長さんたちはすごくレベルがあって、皆さんの目の色、動き方が全然違って来たというのは私も感じる事ができました。

こういう行政改革の問題については、やはりどちらにも偏らない、中立で冷静な判断で、外から見ても、中から見ても、こういうふうにしていくべきであろうという判断が必要。ましてや財政が、例えば一番いいときに90億円の税収があったのが、70億円台に入ったと。70億円台に入ったのが80億円に戻るという保証は全くないわけでありまして、このままいきますと、75億円ですと横ばいでいくかもわかりません。そういうときには、このまま借金をして事業を継続するわけにはいかないわけでありまして、そういうものについては、常時注意を払って、部課長会等でも方針を常に一番基本的な、いつも議論になる筋として置いて、いろいろな事業のあり方を詰めていけば、町民も安心できるかなというふうに感じます。

事業仕分けの関係については打ち切りまして、2番目の協働のまちづくり補助金制度ということに移らせていただきます。

細かい注釈は飛ばしまして、幸田町の、いわゆる協働のまちづくり事業として、補助金制度というものには、今、どんな事業があるのかから回答をお願いします。

○議長（池田久男君） 総務部長。

○総務部長（杉浦 護君） 協働のまちづくり事業としての補助金制度ということでございますが、他市町の中におきましては、協働まちづくり補助金といったような、まさしくその名のと通りの補助制度をお持ちのところもあるわけでございますが、今、幸田町におきましては、そういった、まさしくということではございませんが、それに関連するものとしたしまして、町が行うべき事務事業を、よりよい成果、またサービスを期待して団体等の一部を委託するというような、例えば、文化振興事業交付金ですとか国際交流推進事業補助金、コミュニティの活動推進事業補助金、こういったものがあるかと思えます。また、町が政策目的の達成の観点から、団体に対しまして資金支援をするといったような内容でいきますと、地域開発促進団体補助金、防犯活動団体支援事業補助金、教育団体の活動促進補助金、資源回収の事業奨励金、こういったようなものがあるではなかろうかというふうに思えます。

○議長（池田久男君） 15番、大嶽君。

○15番（大嶽 弘君） いろいろなメニューが出てきましたので、よくわからないというのが本音であります。きょうお尋ねしたかったのは、例えば、交付金制度をつくると、年度予算を組んで、そこに配布する。極端なことを言うと、ありがた迷惑だと。「もらったらか何かやらなければいけないのではないの。何やるのかな、わからないな」ということで、「去年と同じことをやっておけばいいや」と、こういう話になりまして、それがいいのか悪いのかは別にして、1年が過ぎてしまうというようなことがあるわけでありませう。

そこで、例えば、地元なり団体が、「私たち、こういうことをやったらいいと思うのだけれどもどうだろう。やりたいのだけれども、補助金制度がないからできない。できないからやらない。一人だけやっていると恥ずかしい、格好が悪い」と、こういうわけでありませうが、そういうときに、例えば、どういう機会でも結構であります、区長会

であってもいいし、各組合の総会でも理事会でも何でもいいのですが、「私たちはこういうメニューでこういうことをやりたいのだけれども、町は支援してくれるのか。成果を上げたら支援をしてくれるのか」。「それはいつでも宿題に対して応ずるよ。結果も報告するよ」ということで、そういうメニューのあり方、そういうところをやっているところが各地にあるわけでありまして。今まで、もうマンネリ化している交付金を、例えば本当に必要とするところ、やりたいところ、頑張るところに何があるかということを経営室の机で考えていてもなかなか浮かばないのが現実だと思うのです。そういうときにいろいろな意見募集をしたり提案を受けて、そういうものを一遍やってみよう。これは年間通してではないですよ。一月でも結構ですし、1週間でもいいと思うのです。これこれこういうことをやるけれどもどうですかと。1年間通してこういうことをやるからいいかと。各団体、NPOでもそうですが、各地でやっているわけですから。そういうものについて、どうだろうかということを検討されたり意見が出ているものがあるのでしょうか。ありましたら披露してほしいと思います。

○議長（池田久男君） 総務部長。

○総務部長（杉浦 護君） 先ほども私、少し触れましたが、ほかの自治体におきましては協働のまちづくり事業補助金といったようなものを、例えば、豊川市ではコラボレーション補助金といったような名称での制度といったようなものもホームページで見たことがあるわけがございます。この豊川市さんのほうでいきますと、例えば子育て、それから、環境美化、防犯ですとか生涯教育、いろいろなメニューを持っておられまして、そういったものに取り組むNPOですとか地域の団体の方々に対しまして支援をするということで実施をされておられるわけがございますが、中身については、いろいろな提言を受けながら、審査をして、それを適当かどうか市のほうが判断をされて補助をされているというようなことだと思うのです。本町といたしましても、こういった制度的なものが可能かどうか、まだ具体的に検討はいたしてはいないわけがございます。以前の議会の中でも、例えば、清掃関係だとか、いろいろなことでアダプトプログラムとか、全国的な中でも取り組んでおられる自治体もあるということもお聞きしているわけですが、今回、またそういった御意見等もいただきましたので、内部的にも一度検討してみたいというふうに思います。

○議長（池田久男君） 15番、大嶽君。

○15番（大嶽 弘君） 毎日生きてると、自分の意見を聞いてくれた、自分たちのやりたいことができた、できる、やれるというものから、一体感というか、やる気というか、そんなものも生まれてくるかなという気がいたします。今申し上げた、近隣各市町もいろいろな名前を打ってやっておりますが、幸田町版の提案として、「あなたたち、何かやったらどうですか、やれますか」と言えば、これは行政でやるよりも、はるかに安い金でできるわけでありまして、その辺をまた折あるごとにテーマに挙げていけば、また喜ぶ人もあるかなという気がいたします。

最後に、いろいろ個別の話になっていきますが、道路の側溝の話であります。道路の側溝もいろいろありまして、市街化区域や調整区域やいろいろなところがありますが、市街化地域のような場合には特にそうですが、道路が斜面になっておりますと、雨が降

ると泥や石が上からだっだっ、だっだっと流れてくるわけでありまして。そこへ堆積してきた泥や石、中にはビニールやごみがいっぱいたまってまいります。そうすると、どこからか草の種が飛んでまいりまして、草が生えて茂ってまいります。秋になると枯れてきまして、これがさわさわといい音を出してくれるわけですが、そういうものを見たときに、環境幸田、整備された幸田、美しい幸田、緑豊かな幸田といっても、ぽっと歩くと、「何、ここの道路は」と。

国道でもそうです。学校へ行く途中でもそうです。歩道がせっかくつくってあっても、そこに草が生い茂って、「こんなところ、ランドセルをしょって歩けるの」というような歩道もあるわけでありまして。そうすると、では、「それは一体だれが整備するの」、「県がするよ。町がするよ。年に1回、ぐるっと循環的に回ってきてやるよ。回ってきたときには、もう草は枯れていたよ」というふうなことであります。きょう、お尋ねしたかったのは、そういう側溝については、泥の堆積したものの除去等、区の役で定期的に行っている区もあります。ただでやっているところもあります。これは名前を忘れましたが、そうしてやっているところもあります。そうすると、泥上げをしてきれいにします。

ところが、そういうことを全然やらないところは、そこへどんどんたまってきた、そこに大水が出たら、それは当然水があふれます。汚いものもぽっと浮き上がってくるわけですね。県道、町道、国道、いろいろあるわけでありまして、基本的に、町道関係で結構でございますが、ここの道路の側溝の泥上げは一体だれがやることになっているのでしょうか。

○議長（池田久男君） 建設部長。

○建設部長（鈴木富雄君） 道路側溝内の土砂、ごみ等の除去ということですが、最近では地元要望も、側溝にふたが設置してあったり下水道の普及ということで、どぶ化しないということで随分減少してございます。ちなみに親切行政の中で、8月ですが、側溝の清掃の要望があったのは44件のうち3件。ちなみに、4月から8月全体の親切行政278件のうち26件ということで、1割以下の割合になっています。現場では、今は、議員言われましたように、各行政区の道役等。それで、ふたがしてあって道役ではどうしてもとれないとか、中に随分たまっているというものについては親切行政で対応しているということで、特に、そういうお役のときに要望を出していただく形になりますが、そういう点で側溝の整備をしているということで、維持管理は今ではそういう形の適性に行っているということでございます。ですから、現時点で、補助金制度の導入ということについては、考えていない状況でございます。

○議長（池田久男君） 15番、大嶽 弘君。

○15番（大嶽 弘君） 道役制度のある区では、そういうことが進んでいけるようですね。それから、親切行政のほうへ区長さんが届け出をすると即対応いたしますよということですが、道役制度のない区とか親切行政のほうへぽっと動くことを忘れていたところがあると、一部だけおかしくなってしまう。何を言いたいかということ、そういうものを周知してほしいということをお願いしたいだけです。そういうものについて、先ほどの提案制度にのせて、補助金を出して、そこでお金をもらって土を上げようと、

こういうことが根っこにあるわけではありません。区長会等でそういうものがありましたら、親切行政のほうに出していただければすぐ対応できる。今はそういうものも減ってきているということではありますが、もし、そうだとすると、部長さん、幸田町を全部お回りになったらどうですかね。どこがどういうふうになっているか。「草が生えてしまって、これは汚いな。これではみっともないな」というものがどれだけあるのか。きれいなところは確かにきれいでありますが、それも巡回監視パトロール制度があるのであれば、車に乗りながら、ぽつと写真を撮ってくるだけでも結構ですよ。そういう形でいくと、「きのうまで茂っていたけれども、すごくきれいになったね」と子供も喜ぶし、住民もすごく気持ちが落になるかなということがあります。中にはつる草が茂って交通安全標識が見えなくなってしまうところもあるわけでありまして、定期的に決まったとおりでなくて、「少しこちらぐると横道にそれて、どうなっているか見てくるか」というような御指導をしていただけるといいかなという感じがいたしますが、その回答をいただいて、質問を終わります。

○議長（池田久男君） 建設部長。

○建設部長（鈴木富雄君） 親切行政で毎年そういう要望箇所をやります。そうすると町内の実績ができます。例えば、ここは毎年土砂がたまると。そうすると工事にて改修するという形になりますが、そういうデータをとって、次には早目に対応するという形もできるかと思えます。

それから、草刈りもやはり同じところが毎年よく茂るという状況があります。そういう点では、この1年間の草刈り、清掃等のまとめをして、それを計画的に次年度へは反映できるように心がけていきたいというふうに思います。

○議長（池田久男君） 15番、大嶽 弘君の質問は終わりました。

以上をもって、本日の日程は終わりました。

次回は、あす、9月6日木曜日、午前9時から再開します。

本日、一般質問をされた方は、議会だより用の原稿を9月18日火曜日までに提出をお願いします。

長時間、お疲れさまでした。

本日は、これにて散会といたします。

散会 午後3時31分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する

平成24年9月5日

議 長 池 田 久 男

議 員 浅 井 武 光

議 員 酒 向 弘 康